

平成28年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成28年9月21日(水曜日)

議事日程第5号

平成28年9月21日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 地方創生調査対策について
- 日程第4 議案第75号
- 日程第5 議案第76号から同第79号まで、同第89号から同第92号まで、同第105号、同第106号、陳情第4号、発議第3号及び同第4号
- 日程第6 議案第80号から同第84号まで及び同第93号から同第101号まで
- 日程第7 議案第85号から同第88号まで、同第103号及び同第104号
- 日程第8 議案第102号及び同第107号
- 日程第9 諮問第3号
- 日程第10 発議第2号
- 日程第11 発議第5号
- 日程第12 発議第6号
- 日程第13 発議第7号
- 日程第14 閉会中の継続審査及び調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 地方創生調査対策について
- 日程第4 議案第75号
- 日程第5 議案第76号から同第79号まで、同第89号から同第92号まで、同第105号、同第106号、陳情第4号、発議第3号及び同第4号
- 日程第6 議案第80号から同第84号まで及び同第93号から同第101号まで
- 日程第7 議案第85号から同第88号まで、同第103号及び同第104号
- 日程第8 議案第102号及び同第107号
- 日程第9 諮問第3号
- 日程第10 発議第2号

- 日程第 1 1 発議第 5 号
- 日程第 1 2 発議第 6 号
- 日程第 1 3 発議第 7 号
- 日程第 1 4 閉会中の継続審査及び調査について

応招議員 19名

出席議員 19名

1 番	吉 川 慶 一 君	2 番	笠 原 幸 江 君
3 番	齊 木 勇 君	4 番	渡 辺 重 雄 君
5 番	倉 又 稔 君	6 番	保 坂 悟 君
7 番	田 中 立 一 君	8 番	古 川 昇 君
9 番	中 村 実 君	10 番	大 滝 豊 君
11 番	高 澤 公 君	12 番	伊 藤 文 博 君
13 番	田 原 実 君	15 番	吉 岡 静 夫 君
16 番	新 保 峰 孝 君	17 番	五 十 嵐 健 一 郎 君
18 番	松 尾 徹 郎 君	19 番	樋 口 英 一 君
20 番	古 畑 浩 一 君		

+

+

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市 長	米 田 徹 君	総 務 部 長	金 子 裕 彦 君
市 民 部 長	岩 崎 良 之 君	産 業 部 長	齊 藤 隆 一 君
会 計 課 長 兼 務	山 本 将 世 君	企 画 財 政 課 長	藤 田 年 明 君
総 務 課 長	齊 藤 喜 代 志 君	能 生 事 務 所 長	原 郁 夫 君
定 住 促 進 課 長	井 川 賢 一 君	市 民 課 長	池 田 正 吾 君
青 海 事 務 所 長	五 十 嵐 久 英 君	福 祉 事 務 所 長	水 嶋 丈 明 君
環 境 生 活 課 長	横 澤 幸 子 君	交 流 観 光 課 長	渡 辺 成 剛 君
健 康 増 進 課 長	齊 藤 孝 君	建 設 課 長	見 辺 太 君
商 工 農 林 水 産 課 長	丸 山 幸 三 君	ガ ス 水 道 局 長	木 村 清 君
会 計 課 長	大 滝 正 史 君	教 育 長	田 原 秀 夫 君
消 防 長	佐 々 木 繁 雄 君	教 育 委 員 会 こ と も 教 育 課 長	山 本 修 君
教 育 次 長			
教 育 委 員 会 こ と も 課 長 兼 務			

教育委員会生涯学習課長
中央公民館長兼務 渡 辺 孝 志 君
市民図書館長兼務

教育委員会文化振興課長
歴史民俗資料館長兼務 磯 野 茂 君
長者ヶ原考古館長兼務

監査委員事務局長 大 嶋 利 幸 君

事務局出席職員

局 長 小 竹 和 雄 君 次 長 松 木 靖 君
係 長 室 橋 淳 次 君

午前 10 時 00 分 開議

議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

+

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（倉又 稔君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、6 番、保坂 悟議員、12 番、伊藤文博議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、昨日、20 日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔18 番 松尾徹郎君登壇〕

18 番（松尾徹郎君）

おはようございます。

昨日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、委員長報告について申し上げます。

委員長報告につきましては、総務文教常任委員長及び市民厚生常任委員長から休会中に行われ
ました所管事項調査について、口頭報告を行いたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで
委員会の意見の一致をみております。

また、議員発議につきましては、総務文教常任委員会に付託となっておりました陳情第4号が採択されましたことから、発議第3号として、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を内閣総理大臣初め関係各大臣宛てに、また発議第4号として、同じく新潟県知事宛てに意見書が、それぞれ所定の手続を経て提出されております。このほか発議第2号、糸魚川市議会基本条例の制定について、発議第5号、シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書、発議第6号、特別委員会の設置について、及び発議第7号、権現荘事業における行政責任を問う決議についても所定の手続を経て提出されております。これら6件につきまして、本日の日程事項とし、委員会付託を省略して即決にてご審議いただくことで委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

議長（倉又 稔君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、休会中、総務文教及び市民厚生各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、休会中の9月15日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

権現荘の経営状況についてであります。

担当課より、権現荘リニューアル後の収支、平成28年度権現荘収支月報、平成28年度権現荘日計表、指定管理者制度移行に向けたスケジュール(案)について説明があった後、口頭にて、指定管理者の選定に当たって、株式会社能生町観光物産センターと1者特命随契に向けて協議中であること。10月1日からの権現荘の職員体制を、支配人は原能生事務所長が兼務し、副支配人として中村副参事が専任になり、田中主任も兼務で補佐する。中村副参事の現職務である能生事務所振興係長は土井次長が兼務すると説明がありました。

所管事項調査の後に、議案第105号で市長・副市長の減給処分が審査されることから、所管事項調査では、今後の運営方針と現在の経営状況について質疑を行い、責任問題については、議案第105号の審査で行うことと整理して質疑を行っています。

委員より、現支配人が宿直業務を行っていて、飲食サービスも行っているが、その業務は誰が引き継ぐのかという質疑があり、宿直業務は、現職員のうち、宿直が可能な者5名で順番に当たる。宿直は23時から6時45分までの7時間45分間の待機業務で、緊急対応等実際の業務に当たった場合は時間数で時間外業務の対象となる。飲食サービスは、疑念の意見も多く、いろいろなケースが考えられるので一定の基準を設ける中で運用するが、基本的には行わないこととしたいと答弁されています。

委員より、支配人は321号室を宿直室として使っていたが、今後はどうするのかという質疑があり、その部屋を宿直員が泊まる部屋、スタッフルームとして労働基準監督署と協議しているので、当面はそのように使用するが、宿直室として別の部屋を設けられないか、321号室を宿泊に適した部屋に改修できるかを含めて検討している。321号室の改修には、設備工事だけで約1,000万円必要であると見積もられていて、そのほかに建築工事費も必要なのが現状である。早急に結論を出したいと答弁されています。

また、10月からの半年間を新しい体制で運営するに当たって、経営計画の改善、予算の組み直しを行うべきではないか。常駐する副支配人に全権を与えるべきだがかという質疑があり、今年度の上半期も目標が達成できていない。今後、補正予算を組んでいきたい。体制的に厳しいものがあるが、中村副支配人の常駐と支配人の判断で進めていきたい。これまでの結果論として、うまくいっていなかったことを教訓として反省し、改善して6カ月間取り組んでいくと答弁されています。

指定管理者の選定理由と指定管理料の考え方はどうかという質疑があり、地元に着した企業であり、地域の中核的施設の運営実績から選定した。指定管理料は払わない方針で、利益の2分の1をいただく案で交渉したい。赤字の場合は払わないという考えであると答弁されています。

支配人の業務の引き継ぎが必要である。これまで行ってきた支配人の裁量によるサービスの実績は権現荘の財産であるので、しっかりと記録を残していってもらわなければならない。また、外部の人を泊めた名簿も残すこと。また、支配人交代の影響が出ないように小林支配人もしっかり協力して取り組んでほしいと要望され、できる限りの記録を残していく。交代の影響がないようにしっかり取り組むと小林支配人より答弁されています。

ほかにも多くの質疑がありましたが、省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

せっかくの機会でありますので、あえて2点に絞ってお伺いさせていただきます。

権現荘事業関連、今、委員長説明されました。私の理解不足もあれば、十分また理解させていただきますけれども、お伺いします。

今もお話あったように5月15日の総務文教常任委員会、まさに突然の指定管理者制度移行発表でした。これまでの流れ、動き、もっともそれ自体、私に言わせれば揺れの振れ幅がひど過ぎる。今回の動きは、それにしても余りにも唐突過ぎて、私には理解できません。総務文教常任委員会、これをどう受けとめられましたか。

また、委員長として、このことをどう考え、どう対応されたか、あえてお聞きします。

同じくもう一つあります。権現荘事業に関連ですが、これはそういうことについての経過なり、あるいは後追いでもいいんですが、米田市長と小林支配人の間で交わされている覚書、これはもうずっと前からあります。

ところが、これを見ますと平成28年4月1日付で、突然、3条が変わってきておる、3条、覚書の。そして、読んでもいいんですけども、それはご存じだと思うので、あれですから。3条、この変わったというのは、そこに何らかの議会での検討というものが加えられたのか、そういう情報はどうだったのか、それも合わせてお聞きさせていただきます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

指定管理者制度移行の方向性については、先ほど委員長報告で申し上げましたように、質疑の中でも選定理由と指定管理料の考え方はどうかという質問が出て、報告で申し上げたとおりであります。

ただ、委員会の中では、やはり第3セクターであるということから、赤字が出たときの補填が生じるのではないかという心配の質問も出されておりますが、それに対して払わない方向である、考え方である。赤字の場合は払わないという考え方であるということが明確に示されておりますので、今後、指定管理選定に係る契約の内容等が示される中で、委員会で審査されていくものであるというふうに思っております。

それから、覚書というふうに言われましたが、ことしの4月1日から半年間の支配人との契約の内容のことを言われてるわけですね。これは、3月の補正予算の審議、それから、予算審査特別委員会での審議の中で、半年間の契約とすることを議会側から条件づけて契約が結ばれたものであ

ります。今、手元に記録はありませんが、その質疑の中で、条件面、議会側から言う条件面も示された中で今の契約の内容になったというふうに理解しておりますし、契約の内容がこうであるということが委員会の中でも示されております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

初めの1問目は、今、委員長の報告にもありましたけれども、私は納得はできないんですね。こういう形で出てきて、そして、すぐこういうふうに決まった、ああいうふうに決まったでは、一体、議会は何だ。追認機関みたいなもん、はっきり言って。そういう形で持っていくということについては、私は、伊藤委員長、耳が痛いかもしれんけれども、私はおかしいと思います。そのこともう一回、再説明いただきたい。

それから、2番目のこれは、確かに議員のほうからいろいろ支配人問題はありました。注文もついた。いろいろついたけれども、こう私改めて、これ読んでみると、今そこに委員長持ってるかどうか知らんけど、ア、イ、ウ、エのところは、丸っきり項目のそこへ「利用者の安全を確保し、安心して利用できる」こういう文章が全部ついておるんですね。これはもう当然のことだと、当たり前のことをこういうふうに、なぜここまできちっとせにゃならん、きちっとというのは後追いで。

それから、4番目に食材がどうのこうのという、これも何か言われりゃ、そのとおりで、そこで、ここで取り上げたような言い方しておる。

それから、3条の3として、宿泊利用者数、あるいは日帰り利用者数、運営収支、こういうものを具体的な数字を出しておるけれども、ここまで総務文教常任委員会では、検討なさったのかどうか、お聞きします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

吉岡議員は、熱心に毎回、傍聴されておりますので、全て承知をされとると思うんですが、今の契約の内容については、途中の委員会でやっぱり示されてるんですね。その内容を了承をすとか何とかじゃなくて、契約をされた後に示されたということで委員会で報告をされたということであります。内容がいいとか悪いとかという突っ込んだ議論はしておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

熱心というお褒めの言葉いただいたんですが、私もいろいろ聞いてはおるけれども、神ならぬ身で全部ああそうだよ、そうだよという理解はでき得ません。今の伊藤委員長のお言葉によれば、そういうことはもうわかった上でやったんだというようなことだけ、どうも私にはそうは思えな

い。この今の数値目標にしろ、後でつけ足したものにしろ。それと何よりもこれをやはり委員会なり、あるいは委員会の委員長報告の中で、もっとやはり議員に明らかにしてもいいと、私は思います。そうでないと、ましてこれだけほらいろいろやってるわけだ、これは。そういうときだから、やはりそういうことをやっていただきたい。これ3回目ですから、これで終わりますけども。

以上です。何か答弁あったら。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

そのこの契約書の内容がいいとか悪いとかという議論はしてませんが、半年間の契約が終了する段階での判断基準については、委員会で審査をされて、それがその判断基準に基づいて判断された結果、支配人の10月以降の契約は継続しないという判断が示されたものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

次に、古畑議員。

20番（古畑浩一君）

それでは、私もただいまの所管事項調査に対して、吉岡議員と同じような質問になりますけど、ちょっと今の答弁ではわかりづらかったんで、私のほうが少しまとめてお聞きしたいと思うんですけどね。この特別室のスタッフルームの転用については、目的外使用であり、委員会としては認める方針なのか。織田副市長の指示ということで特別室をスタッフルームに転用するというような方針が発表されましたけれども、織田副市長は、これまでの質疑の中で、それが特別室というような、ベッドが2つもあって小上がりの和室があってバスもトイレもついているような、そういう特別室とは知らなかった。場当たりのではないかという指摘に対して、場当たりのという批判は、甘んじて受けるというふうに陳謝しております。

また、委員会の審議の中では、これは条例違反、権現荘使用条例の条例違反ではないかという意見も出ております。これらについては、明確にするよう調査を要求する意見が出ておりましたが、それらについては、今後、委員会としてはどのように審査をしていくのか。

また、巨額リニューアルの後に使用にたえない客室があると。今言う特別室の下の換気扇が、音がやかましくてとめられないなんていうことを理由に客室の改装費に数千万かかるとの、今報告ありましたよね、1,000万プラス建設費ですよ。委員長も建設費が、建設業だからそこに1,000万かけるなら、建設費ももう1,000万とかになってくるんじゃないですか。そこはちょっと私もわかりませんがね。だとしたら、これはどのようにして、今後、審査していくのか。

また、今回の改装費をしていこうなんていうのは、支配人の特別室使用、それから宿直の必要性というものを正当化しようとするアリバイづくりではないかと、私は思います。そんなことのために、さらに予算を認めるようなことがないように、私は厳しい審査をすべきだと思うんですが、そのような意見はあったのか、また委員会としては、今後、どのようにしてこの問題について審査していくのかお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

スタッフルームとしての使用を認めるのか、また条例違反ではないかという指摘があるが、今後、委員会としてどういうふうに諮っていくのかということですが、これについては、スタッフルームとして使用してきたことについて、これは業務上の使用であるので条例違反にはならないという説明がありました。今のところその説明で全員が納得しているわけではないですが、委員会としてはそこでとどまっているということでもあります。特別室と言われる部屋を支配人の判断だけで使っていたことについては、非常に不適切であったということであり、これについては今ほど質問の中にもありましたように陳謝をされているという現状であります。このことで、今これ以上、このことについて追及するかどうかは、何か新しい事例が出てきて追及せざるを得ないと、するべきであるというふうなことであれば、委員会で取り扱っていくということになると思います。

それから、使用にたえない客室に設備改修費1,000万プラス建築費ということですが、これについても先ほど委員長報告の中で言いましたように、宿直室を別に確保できるかどうかを含めて検討するということですので、その検討の途中経過や結果について委員会で示してもらい、審査をしていくつもりであります。

それから、そのような金をかけて改修することが、宿直の正当性を認めるための処置になるのではないかと、そのような意見もあったかということですが、それは意見は、そういう指摘はありません。

しかし、そのことも含めて改修等については、やはりしっかりと審査をしていかなければならないというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

これも特別室の無断使用については、やはり責任問題を明確にしてからでないと、宿直業務が必要なのか、特別室をスタッフルームとして転用する必要があるのかという論議にはならないはずだ。私も吉岡議員と一緒に、一生懸命、毎回、傍聴させていただいておりますが、出てる意見は厳しい意見ばかりですね。それを今の委員長の答弁では、今後、新しい事例が出れば、審査せざるを得ないような状況になればみたいな、それは非常に後ろ向きな答弁であります。委員長は、委員長として委員会の委員の意見に沿った審議を、私はやっていくべきだと思うんですよ。委員が納得しない限り、この問題については決着をつけてはいけないと、これは私の意見です。それはやはりそういうふうに審議していくべきではないでしょうかね。

それから次に、指定管理制度への1年間の前倒しや民間に対して公募により募集し、指定管理者選考委員会で決定するとして議会承認を得たはずなんですよ。

ですが、特命随意契約、これ特命随意契約というのはどういう意味なんか、随意契約というのは聞いたことあるんですが、特命随意契約といったら一体どういう意味なんですかね、これもお聞かせいただきたいんですが。特命随意契約で第3セクター、株式会社能生町観光物産センターと契約す

るとして、家賃をとるなどとしていますが、契約するとしていますが、これまだ家賃をとるなど有利な条件で指定管理者を探すとした方針、ここでは家賃は、方針に対して今度は家賃は無料としますよね。

また、黒字になった場合は、市と折半で、赤字になった場合は補填しないとしていますが、本当に補填しないのか。その辺についてはしっかりと論議されてきたのか。マリンドリームも大事な施設ですよ。それが今、基本的に赤字が続く施設と一緒に経営して、もし共倒れになったらどうするんですか。本当に市は補填しないで済むんですかね。その辺もちょっとどのように審査されたのかお聞かせいただきたい。

また、小林支配人の後任として管理責任が問われている原能生事務所長を支配人とすること。こういうことに対しても疑問の点は多いですよ。それは委員会の中で審査されたのか。

それから、この件については、この後、ただいまの委員長報告に対して賛成するかしないかという話を議長が諮りますけど、この方針決定というものを含めて、我々が承認するという意味じゃないということも改めて確認をちょっとさせていただきたいと思うんですよ。これは方針が示されただけで、これから委員会として審査していくということですよ。そこもちょっと確認のために、ここは大事な場面なんでしっかりとお答えいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

最初の、委員会として後ろ向きということだったんですが、私もせざるを得ないと言いながら、その後にするべきであるというふうに言っております。ですから、そちらで考えていただきたい。決して後ろ向きではありません。まして、私の委員会運営は、自分ではやはり委員の皆さんに、かつて総務文教常任委員会の委員でしたからご存じでしょうが、委員の皆さんの意見を踏まえながら追及するべきところはしていくという考え方は変わりません。

それから、今の指定管理者の方針、それから支配人等の方針については、委員会で示されただけであって合意を諮ったわけではありません。そのことについては、今後、しっかりした形を示される中で、その内容でいいかどうか一つ一つきちっと委員会で審査していくべきことであるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

この余りにも急な方針転換については、私やはり気になってたんで今回の9月の一般質問で米田市長に質問しております。その中で米田市長は、市長に対して、直営方式や第3セクター方式など公がかかわることはないのかという質問に対して、直営方式は今ももう考えていないし、新たな第3セクターをつくるということも考えていないと答弁しております。それに対して私は、第3セクターも含めて公が絡むのではなくて、純粹に民間の方にやっていただきたい。今の市長の答弁で納得いたしましたというふうに、私は答えている。このことから考えると、今回のマリンドリーム、

第3セクターに業務委託をするということは、市長答弁は虚偽の答弁の可能性があると思います。委員会としては、こうした市長の発言に対してどのように審議がされたのか。

また、小林支配人に対する数多くの疑惑が究明されておりません。今ほど委員長がおっしゃったとおりまだまだ追及すべき課題は多いと思う。

ただ、小林支配人は、この9月いっぱい特別職支配人を、いわゆる契約を打ち切られるわけですよ。そうしますと、これはそうした原因を究明するためには、何としても小林支配人の在任中に、いわゆる今月中に委員会を開く、開催するというお考えがあるのか。

また、今月中は日程的に無理だとしても、小林支配人の契約終了後も証人として委員会は召喚していくという考えがあるのか。また、私は召喚して、こうした数々の疑惑については、答える義務が小林支配人、いわゆる退職後も契約打ち切り後も、私はそういう責任を有すると考えますが、委員会、また委員長としてお考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

最初の直営方式、第3セクターのところの一般質問での質問と答弁の内容については、委員会で審査されておりません。

それから、次の小林支配人の件ですが、証人という言われ方をしましたが、参考人として委員会招致をする考えがあるかということですが、これはやはりその必要性の示され方によると。委員会として必要だと判断されれば当然そのような形をとっていかなければいけないというふうに考えておりますし、何と言いますか、そここのところの客観的な事実を判断して決定していかなければいけないというふうに考えております。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

本件については、委員長報告のとおり了承するか否かは、ただいまの委員長報告に対する質疑によって、やはり議場に問わなくてはならないと思いますので、起立によって、一応、承認の可否を

諮りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「議長、議事進行」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

ここで起立採決する意味がわからない。いいですか、先ほどは、私の質問に対して指定管理制度への前倒しの方針、それから、それを株式会社能生町観光物産センター、これを委員会として了承したのかと。この後、委員長報告に対して了承することにご異議ありませんかとやりますよね。だから、その中については、これを了承したというふうに我々は受け取るのかという質問に対して、伊藤委員長は、これは委員会としては了承したわけではないし、今後、この協議題については委員会として審査していくと言ってる。すると、今、下手に起立採決か何かやって、あのとき起立採決して、今、市長の示した方針まで承認されたみたいに思われると、この後、非常に誤解を生じる結果になると思う。これは起立採決するなら何をもって、どこが問題で起立採決するのかというのをもう少し議長の議事整理でしっかり示してもらってからやってもらわなければ困るし、私は、あの時点では質問では了解して下がってる。だったら通常の委員長報告と同じように、了承することにご異議ありませんかと諮ってくれりゃ、それで済む話だと思う。

議長（倉又 稔君）

ただいま古畑議員の申し出でございますが、伊藤委員長の報告を了承するかどうかということで、私のほうが、一応、諮らなくちゃならない、了承するかどうかということ。今の古畑議員の私のほうの質疑になりますと、これは委員長報告に対しての承認かどうかということを、私は諮るべきであって、中の内容を諮ってるわけじゃないわけですよ。今の報告に対して、承認するかどうかということに対して、私の議事整理において、吉岡議員、古畑議員は、その承認に対して疑義があると私のほうで認めたので、承認をするかどうか。これは中身の、これから米田市長の行った内容まで私らは承認するとかしないとかということじゃなくて、報告に対しての承認かどうかというのを問うとるわけでありまして、その辺は誤解のないようにお願いしたいと。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

私も2回の議長経験ありますけど、明確に委員長報告に対して反対するんなら反対討論をして、採決を要求しますよ。私も吉岡議員も質問で終わってるし、後半はそのように審議していただきたいということに対して伊藤委員長は、そのように審議していくということで了解して終わっとる。これ、殊さらに起立採決する意味が、私にはわからないと言っておる。

議長（倉又 稔君）

ただいまの古畑議員の質疑にお答えいたしますが、私のほうの勘違いで、質疑はありましたが、討論はなかったと。そういうことで、議長の思い違いということで、これから了承を諮りますのでよろしく申し上げます。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2番 笠原幸江君登壇〕

2番（笠原幸江君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、休会中に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告申し上げます。

調査項目としては4点あり、1つ、次期ごみ処理施設の整備に係る事業者選定委員会の設置について。2つ、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場の適正化事業の経過と再発防止対策（案）について。3つ、介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和型サービスの新設について。4つ、能生地域・地域活動支援センターの施設整備についてであります。

初めに、次期ごみ処理施設の整備に係る事業者選定委員会の設置については、担当課から事業のスケジュール、スキームなどと合わせて選定委員の名簿が提示され、説明を受けました。

委員より、わずか5回の選定委員会の開催とあるが、これだけの内容のものを検討し、決めていくということが果たして可能なのか。この事業のワーキングチームと捉えた場合のリーダーは担当課長ということでよいかとの質疑に対して、本市のごみ処理施設整備日程については、通常3年以上要するところ2年半という日程で実施するものであり、少し窮屈ではあるが、他市の例からしても5回あれば審査日程は十分確保できると考えている。

また、ワーキングチームについて、選定委員会にかける前の実施方針案や募集要項案の策定に当たっては、環境生活課だけではなく、他の関係課職員も入れて協議をしながら選定委員会に諮っていきたいと考えているとの答弁がありました。

他の委員より、ごみ処理施設の技術職や専門職を育てていくような動きを本市はしていない。例えば、DBO方式で稼働している地域に派遣して勉強させることをしているか。今から、技術職や専門家を育てていくことはやらないのかとの質疑に対して、DBO方式については、長野県小諸市へ視察に行ったり、上越市の職員から話を聞いたり、担当職員のほうで他市の事例を見ながら勉強しているところである。実際に見に行き、直接話を聞くという部分は非常に大切だと思っており、現在、ごみ処理施設の整備を進めている上越市と連絡をとりながら進めるのがいいと考えている。

また、日本環境衛生センターは、そういった事例を日本全国で持っている。本市に合うところを検討し、情報を得ながら職員から情報を得られるような派遣や視察という方法もあろうかと思うので、考えていきたいとの答弁がありました。

次に2番目、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場の適正化事業の経過と再発防止対策（案）について。

本件については、以前に当委員会で、事業概要、適正化に至る原因、再発防止対策等を冊子にまとめ、教訓として残すことを要望してまいりました。その最終案が提示されたことを受けて、委員より、しっかりとした資料と報告をいただいた。内容的にはこれでよろしいかと思う。市民に迷惑をかけたということの報告書であり、改めてこのことについてどう周知していくのかとの質疑に対して、この委員会です承が得られれば、ホームページなどにアップし、図書館、公民館などに配布して、いろいろと見ていただける機会をつくっていきたいと思っているとの答弁がありました。

次に3番目、介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和型サービスの新設についてであります。

当市では、平成28年4月から要支援1、2及び総合事業対象者に対して、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスの提供を部分的に開始しています。平成29年度からは、市独自の新規サービスを追加し、同事業に完全移行するとの説明を受けて、委員より、訪問型サービスの介護事業所による掃除などの家事支援サービスとあるが、家事というのはどこまで入るのか。

また、通所型サービスの短時間デイサービスのニーズはどうかとの質疑に対して、家事支援サービスにおける掃除については、居室や寝室、お手洗いやお風呂など、主に生活している場の掃除を想定している。調理については、利用者の食事の調理を想定しています。洗濯も利用者自身が出した洗濯物を干して取り込むというところまで想定している。ほかにも、ごみ出しもこれまで家事支援という枠の中で支援しているところである。

また、デイサービスでは、1日ずっとその場所で過ごしたくないという方が、特に男性の中にいて、そういう方については、2時間から4時間程度のサービスの中で交流し、体を動かすといったことのニーズがあると考えているとの答弁がありました

最後に4番目、能生地域・地域活動支援センターの施設整備についてであります。

本件については、「青空工房」と「いちょうの家」が入る建物を新築することとしていたが、建設予定地が旧能生体育館跡地北東側に決まったことを受けて、委員より、完成して、供用開始はいつごろになる予定なのか。来年の冬のシーズン前には移れるような形でやってもらわないと早くやる意味がなくなってしまうとの質疑に対して、この件については、関係者から1日も早く完成してほしいと要請が来ている。できるだけ早く設計して、早期発注、早期完成を目指したいということで、平成29年度の途中段階でも完成をしたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、資料として提出のあった平面図に対して、調理室や食堂、物置スペースの配置などについて、多くの意見が出されました。

そのほかにも質疑がありましたが、割愛します。

以上で、市民厚生常任委員会、所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．地方創生調査対策について

議長（倉又 稔君）

日程第3、地方創生調査対策についてを議題といたします。

地方創生調査対策特別委員会に付託中の本件について、同委員長から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

五十嵐健一郎地方創生調査対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

五十嵐委員長。〔17番 五十嵐健一郎君登壇〕

17番（五十嵐健一郎君）

それでは、これより地方創生調査対策特別委員会の中間報告をさせていただきます。

3月定例会の中間報告後に市外調査を含む3回の委員会を開催しています。その中で特に、7月7日に南魚沼市の南魚沼版CCRC構想の取り組みについて市外調査を行っておりますので、ご報告いたします。

南魚沼市は、新潟県の産業創造担当者や三菱総合研究所主席研究員との意見交換を通じ、平成26年9月に、市議会において市長が、南魚沼市版プラチナタウン構想に取り組むことを正式に表明しました。

高い交通利便性、豊かな、特色ある自然環境、高度医療を核とした地域医療、国際大学や北里大学保健衛生専門学院などの教育機関との密接な連携を強みとして、東京圏などの現役を含むアクティブな中高年齢者が元気なうちに移り住み、医療、介護サービスや健康づくりの提供体制が確保された中で、安心して暮らし、地域において新たな産業の創出や雇用を生み出す仕組みづくりとして進めています。

特に、南魚沼市には国際大学という比類のない地域資源があり、ここへ移住するアクティブなシニアと留学生との交流や、国際感覚を有する人材育成などのプログラムが展開されることで、国際交流の推進や南魚沼市へのグローバル企業誘致等、この地における国際ビジネス環境の創造につながる可能性が広がっています。また、これまでのビジネス経験や人的ネットワークを有するシニアが南魚沼版CCRCに移住してくることで、豊富な自然や食の資源を活用した6次産業や観光産業等の分野でのビジネス交流が展開される可能性があります。さらに健康の維持・管理に貢献する管理栄養士、保健師、介護士等を養成する北里大学保健衛生専門学院との連携により、移住者に対する食事・運動指導等、健康寿命延伸にかかわる事業の展開が可能になり、さらに、魚沼医療圏の各医療機関等との連携を拡大させることにより、この地域がこうした活動に携わるアクティブなシニアに関する健康ビッグデータの蓄積と解析を通じた研究・開発の拠点となる可能性も広がります。

こうして移住したシニアが生きがいをもって暮らし、魅力的なまちが形成されることで、子供や孫、友人・知人を呼びたくなり、交流人口をふやすことにもつながり、さらに移住者シニアが冬季も活動できるように配慮された集合住宅型のＣＣＲＣとし、一定のエリアに集住することで効率的なエネルギー利用が可能となります。

このように南魚沼版ＣＣＲＣ構想は、単なる高齢者向け施設の整備ではなく、地域における多様な主体との交流を生み、新たな産業と雇用を生み出す場の創造や、交流人口の増大、エネルギーの効率的な利用等の多面的な効果を生み出すコミュニティの形成に向けた取り組みになります。こうした新たな産業と雇用の創出は、地域の若者の流出抑制や地域外からの移住・定住につながるため、今後の人口減少の抑制に向けた南魚沼市の地方創生の取り組みにおいても極めて重要な政策となるということでした。

また、この構想で目標の２００戸分４００人が移住した場合の５０年間の効果や影響を推計試算した中では、将来的な介護医療の負担があっても経済効果や市民税収入などでカバーできる見込みであるとのことでした。

構想からビジネス創出や企業誘致の具体化を目指す南魚沼ＣＣＲＣビジネス研究会の設置やセカンドライフ塾及びことし８月末オープンした２０社、将来は３５０社を目指すグローバルＩＴパーク構想などがあり、経済界では肯定的かつ協力的でありました。さらに、市長は４月から６月にかけて、１６カ所で市民との意見交換を実施していました。

推進体制としては、第三者機関として構想の事業計画の作成・推進を担うＣＣＲＣ推進協議会を中心に事業推進を図ることとしています。

次に、７月１３日の委員会の意見や質疑の中で、糸魚川市にも三菱総研のようなバックボーンが必要である。いわゆるシンクタンク等、外部人材の活用によって活性化策の模索ができないか。住所地利権を真っ先に取り入れてやるくらいのモデル地区の提案や交渉をすべきである。医療・介護の連携、教育の問題などＣＣＲＣ的思想は非常に重要であり、１００％のＣＣＲＣでなくてもＣＣＲＣ的な思想で移住・定住促進を図っていくという考え方は必要である。ＣＣＲＣに取り組むかどうかは、早い時期に方向性を見出していくべきである。小さな経済が動くような仕組みづくりを模索して、身の丈に合った事業展開をもっと前向きに取り組んでもらいたい。危機感が全然違って、糸魚川市にももっと夢のあるスケール感のある戦略プランが欲しいなどの意見が出されています。

今後の委員会の取り組みとしては、産官学金労による推進会議での検証や高校の魅力づくりの方向性及び第２回目の交付金認定申請の市としての考え方などを踏まえた論議の中で、この特別委員会として進めていく予定であります。

以上で地方創生調査対策特別委員会の中間報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

議長（倉又 稔君）

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第4．議案第75号

議長（倉又 稔君）

日程第4、議案第75号、平成27年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

本定例会初日の8月29日において、議案第75号、平成27年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきまして、審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、起立採決による原案認定であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

消防本部関係部分では、委員より、避難路の整備については、計画に基づいて進められているのか、整備は終了したということかという質疑があり、津波関係の避難路であり、海岸線の地域を一通り視察しているが、全体の把握ができていないので地区からの要望に対して進めている。各地区と協議して整備を促進していきたいと答弁がありました。

総務課関係部分では、情報通信施設管理運営事業について、委員より、新幹線難視聴対策は終了したということか。今後の見込みはどうかという質疑に対し、平成25年度から294世帯に対して対策を講じてきた。現在、新たな相談はないので、一定の対策は終了した見込みであるが、相談があれば今後も対応していくと答弁がありました。

企画財政課関係部分では、チーム系魚川推進事業について、委員より、チーム系魚川の目的には賛成するが、成果は上がっているのか。分析・検証して、対応していただきたいという意見・要望に対し、各団体の情報共有と連携強化を図っているところである。年1回の総会のほかに幹事会を行っているという答弁がありました。

基金積立金について、委員より、計画的な取り組みで評価する。公共施設等総合管理基金の規模はどの程度を考えているのか。新幹線対応は終了したのかという質疑に対し、公共施設等総合管理基金積み立ては、10億円をめどとしていて、安定的には20億円必要だが、まちづくり基金もあるので合わせて考えたい。新幹線開業後の工事費負担金は、今後3年間くらいは防音工事などで発生する可能性があるが、その後は取り崩して公共施設等総合管理基金へ繰り入れたいと考えていると答弁がありました。

定住促進課関係部分では、縁結びハッピーコーディネート事業において、不用額が多い理由は何か、今後の改善が必要なのではないかという質疑に対し、民間実行委員による1件の実施のみであった。制度的に楽しい企画に取り組みにくいものとなっている点があったので、交通費は対象とならない枠を取り払うなど自由な発想で使いやすい制度としたいと答弁がありました。

また、移住定住促進事業において、空き家バンクのホームページ上の情報において、物件評価額が高額設定となっているが、それが系魚川市の現状だと誤解されるおそれがある。要相談と表示するにしても一定のルールづくりが必要だが、いかがかという質疑に対し、現状は、所有者の希望価格で表示している。それぞれの価値観があるので、お互いに納得した取り組みをしていかなければならないが、今後は、市内外、県内の状況を見て判断してもらうようにしていきたいと答弁されています。

こども課・こども教育課関係部分では、病後児保育事業において、病後児保育に取り組んでいただいているが、病児保育の取り組みなど、今後の考え方はどうかという質疑に対し、病後児保育の利用者は少なかったが、利用されているのでよかったと考えている。病気のときに休めないなどの声があるので、枠を広げるのは課題が多いが、病院と連携を図りながら病児保育への取り組みを検討したいと答弁がありました。

生涯学習課関係部分では、スポーツ振興事業において冬期スポーツ振興事業での不用額が多いが、スキー場リフト料金助成事業の現状はどうか。利用者の声を受けて利用者増の取り組みを図っていただきたいと質疑・要望が出され、平成26年度までは全額負担だったが、平成27年度から1日券500円、半日券300円の自己負担とした。昨年度は、少雪の影響で両スキー場のオープンがおくれ、利用者が平成26年度の約5,700人から4,700人に減少した。来年度に向けて利用者増に向け検討していきたいと答弁されています。

体育団体支援事業において社会体育団体での教育は、しつけ教育など非常に重要である。一般の人が時間をつくって指導しているので支援の輪を広げる取り組みが必要である。ジュニア育成団体補助金など人数の制限の枠などを緩やかにすべきであるが、いかがかという質疑に対し、補助金の

見直しの中で現状を維持してきた。生涯スポーツに子供のころから親しむように支援の輪を広げることが必要だと考えている。一定のルールが必要であるが、見直しも図っていききたいと答弁がありました。

文化振興課関係部分では、フォッサマグナミュージアムは素晴らしい施設である。今後の維持管理を考えた場合、料金を検討するべきではないかという質疑に対し、フォッサマグナミュージアムの展示は、市立の施設でありながら県立並みの規模であり、ジオパークを通じた教育を重視している。博物館は収益を求める施設ではなく、入館料もほかの公立博物館と同程度であると答弁がありました。

おててこ舞や竹のからかいなど、文化財保護の観点で取り組まれているが、観光との連携をもっと図るべきだがいかがかという質疑に対し、カラーパンフの作成と配布、事業継続のための助成を行っているという答弁に対し、文化財保護の取り組みはわかったが、重要な観光資源としての交流観光課との連携をもっと図るべきであり、ぜひそのように取り組んでいただきたいと要望が出されています。

能生事務所関係部分では、風力発電事業において、委員より、徳合の風力発電施設は休止中だと言うが、今後の方針はどうか。設置の経緯と相次ぐトラブル時の専門家との協議はどうなっているかという質疑に対し、設置当時の基準は、風力調査のみであり、現地で発生しやすくトラブルのもととなっているとわかった乱流については、学術的にも明らかになっておらず、設置の基準にもなっていない。風力の基準による場所等を選定し、認可を受けた。その後、乱流が発生しやすい場所であることから、災害による事業撤退として財産処分できるか補助金事業の協議を行っている。トラブル発生後、専門家とは相談をしている。国との協議の見通しが立った状況で議会に報告したいと答弁がありました。

質疑の途中、社会保障・税番号制度関連システム整備事業、虫歯予防事業、中学生海外派遣事業に反対の意見があり、起立採決の結果、賛成多数で認定されています。

以上で、総務文教常任委員会の一般会計歳入歳出決算認定審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

おはようございます。

一般会計決算審査報告を行います。

建設産業常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、9月9日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案認定であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

7款、商工費のうち、交流観光課関係でインバウンド推進事業について、委員から、白馬糸魚川お食事バス運行事業補助では、11回の運行で利用者100人に対して110万円の補助金を市か

ら支出しているが、昨年の反省や検証はどの程度やっているのかとの質疑に、昨年度は青年会議所が中心になってシーフードシャトルバスを実施した。青年会議所の事業は1年で終わりだが、向こうの観光協会のほうからも夕食難民が出ており、いい事業なのでぜひ続けてほしいという要望があったので、今年度も実施するということである。本年度については、時間帯、回数も再考して実施したいと進めている。昨年度は青年会議所主導だったが、もう一年、引き継ぐような形で民間主導で進めてもらうよう考えているとの答弁がありました。

また、100人に対して110万円の補助金だから、1人1万円でやってきてもらっているようなもので、事業としてはおかしい。事業は派手で目立ったが、収益性を考えると継続できない事業と考えるが、担当課としてはインバウンド事業全体をどう考えているのかとの質疑に、白馬に1シーズンで7万人以上が宿泊している。50分で行くので、この50分で行くお客を何とかしてとっていききたい。これがまず足元を固めるということだと思う。それ以外にも教育旅行者を含める中で、何とか糸魚川に多くのお客さんに来てもらえるような仕組みを、民と官が一体になってやっていききたいと考えているとの答弁がありました。

次に、旧国鉄北陸本線レンガトンネル活用事業をやった効果、実績はどのように把握しているのかとの質疑には、3カ年で総額約7,000万円かかっているが、本年4月からオープンし、照明のセンサーを利用してカウントしており、5月末から9月4日まで96日間で7,683人の来場者、1日平均約80人が来ていることになる。4月、5月は推計で約2,000人とカウントしているので、1万人に迫る人が来ているということで、効果はあると考えているとの答弁がありました。

また、ジオパーク推進事業費に関しては、年間何億円も使っているイメージがあるが、27年度決算を終えてジオパーク関連で幾ら使ったのかとの質疑に、ジオパーク推進費の創設は平成20年度からで平成27年度まで8年が経過したが、平均して年額5,700万円、合計で約4億5,900万円であるとの答弁がありました。

交流観光課として、いろんな観光に関するイベントでもそうだし、パンフレットなり広告の仕方についても白書的な考察を交えた報告書をつくってもらいたいがどうかとの質疑には、来年度つくる白書について説明項目をふやして、バージョンアップした形で前向きに取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、糸魚川駅新幹線利用者に対する駐車場の4日間無料の助成について、日本海口のヒスイ王国館駐車場は、1台当たり40%の費用を300万円を上限としてヒスイ王国館に補助しているものでありますが、アルプス口の駐車場の稼働率も分析し、事業統合すべきという意見も出されております。

商工農林水産課関係では、委員から、広大な地域、災害箇所を見るにつけても目視は大変で、糸魚川市でもドローンを購入して全体を把握する必要があるのではないか。森林等についても定期的に空から要所要所を撮影し、多目的に使えるという意味でも購入すべきでないか。JAひすいでもやっており、防災面も含めて管理も幅広くできると思うがどのようなお考えかとの質疑に、ドローンを備えよという要望も多くなっており、考えているのは、各課でドローンを持つよりは、市全体で総務課か企画財政課の管財等が何機か持って、各課が必要な都度使うという形で対応できないかと考えており、新年度に向けて対応したいと思っているとの答弁がされております。

また、海中貯蔵についての考えはないかとの質疑には、この春に市内の5つの酒蔵を回る機会が

あり、ブランド化の一環としてどうかという提案をしたが、課題となるのが酒蔵の敷地からできた製品を出すとその時点で酒税が課税され、海に沈めて、出して、また戻してラベルを張って敷地に戻し、また製品として出荷して出すという形では、その都度3回酒税がかかるという声もあったので、今現在は地酒の魅力発信に取り組んでいる五醸の会に話の種として広めてもらいたいと話をしているところであるとの答弁がなされております。

また、移動販売支援事業については、人口減少、高齢者対策の一環の活動と高く評価しているが、事業の実態と評価、成果を教えてもらいたいとの質疑に、27年度の実績を見ると、月2万円の補助を受けても赤字となっている実態である。これらを受けて、28年度、補助要件を見直し、移動販売の補助を受ける店を拡大してきた。お年寄りも移動販売車を待っており、そこで買い物をする事と、お年寄りが抱える悩みをお店の方が聞いて福祉事務所につないでいる実態もあるので、商工業の振興ということで予算計上して執行しているが、福祉部門と連携して取り組んでいるということが1つの効果でないかと思っている。糸魚川市の地形を考えると、西浜七谷と言われる谷を抱える地域であるので、移動販売によって糸魚川が抱える中山間地の集落、生活の問題はしっかりと取り組んでいく必要があるかと思っているので、実態をよく調べて制度の拡大を考えていきたいと思っているとの答弁がありました。

このほかにも、全体を通して各種の補助金や負担金、指定管理料の使われ方やその効果について多くの質疑が行われました。また、行政の答弁内容に関する不満やさまざまな意見・要望もありましたが、ここでの報告は割愛させていただきます。

以上で建設産業常任委員会の一般会計決算審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2番 笠原幸江君登壇〕

2番（笠原幸江君）

本定例会初日に、市民厚生常任委員会に分割付託されました関係部分について、審査が終了していますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、起立採決により原案認定であります。審査の過程における主な事項について報告いたします。

まず、市民課関係の歳入について、委員より、旧姫川病院跡地の個人地主の救済という部分で、固定資産税を免除するという考えはどうか。また、旧姫川病院は特定危険空き家と考えていないのかとの質疑に対して、税の公平性からして現状の制度の中では、旧姫川病院の敷地に対しては、課税免除をすることはできない。また、環境生活課において、空き家関係の計画をつくっており、特に人の生命、財産にかかわるようなものは、早目に対応していかなければいけないと考えている。旧姫川病院も特定危険空き家の候補であり、委員会で検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、市税等の収納率で、個人県民税は、5年間連続で県内トップとなっている。大変な業務実績であるが、今後の見通しはどうかとの質疑に対して、行政改革では収納率の数値目標

を、一般市税で99.5%、国保税で96.5%としており、27年度はその目標を達成している。また、今年度については、固定資産税の課税が高額にふえることもあり、その数値目標が、また新たに高くなっていくと想定している。担当課では、1件1件の完結を目指しており、また、市民を善良な納税者に導くことを目標に掲げていて、収納率だけが目標ではないと思っているとの答弁がありました。

次に、環境生活課関係の歳出、4款2項生活環境費では、委員より、新エネルギーということで予算を組んだが、申込件数が少なくて不用額が出ている。どう分析しているかとの質疑に対して、太陽光発電に関しては、固定価格買取制による電気の買い取り価格が下がってきたことと、灯油の価格も下がってきたこと、状況の変動によるものが要因と考えている。地域資源を生かすことが重要であることは変わらないので、今後、どのような形にするのがいいか、模索していきたいと思っているとの答弁がありました。

なお、3款民生費の執行に関して反対の意見が出され、本案は起立採決となりました。

そのほかにも、次期ごみ処理施設整備事業、ビーチホールまがたま管理事業、医療対策事業、ピアタウン青海多的施設についても活発な質疑や意見がありました。割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原議員。

13番（田原 実君）

総務文教常任委員会の委員長報告の中で、10款教育費におきまして、フォッサマグナミュージアムの運営について報告がございました。入館料について委員のほうから意見が出されたものに対して行政の答弁が、例えば入館者数と入館料の因果関係はこうだから今のままでいいとか、そういうような話というのは出たのかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤文博総務文教常任委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

お答えいたします。

先ほど委員長報告で申し上げましたとおり、細かい数字を挙げた答弁ではなくて、あくまでも博物館は収益を求める施設ではなく、入館料もほかの公立博物館と同程度であるという趣旨の答弁がありました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原議員。

13番（田原 実君）

わかりました。

展示の内容が、県の施設同等のすばらしいもんなんだということを館長はおっしゃってましたし、またそれは認めるとこんなですけども、やはり糸魚川のように財政が厳しいところにおきましては、ある意味、このジオパークというものが交流人口をふやして地域に効果を出していくというものであるならば、そして、そのメインの施設として、このフォッサマグナミュージアムがあるのであれば、その経営についてもう少し博物館とはいえ考えるべきではないのかなということ、私、傍聴しながら考えていたんですけども。これどうでしょうか、ジオパークを地域ビジネスと考えた場合に、こういう魅力のある施設をもっと稼げる施設として生かしていくべきではないかと思うんですけど、それに関連したような答弁や論議があればお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

先ほど別のところ、点といいますか、例えばおててこ舞や竹のからかいなどのところで、交流観光課と連携した取り組みもっと進めてほしいと、これは一貫した同じ方向性の話だと思います。

博物館に関しては、質問された委員の方は、今後、維持管理費もかかるのであるから、やはり経営的観点に立って、少し収益の部分を検討するべきであろうという趣旨の意見を交えた質疑であったというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原議員。

13番（田原 実君）

ありがとうございました。

その発言された意見のとおりだと、私、思います。またひとつそういった方向で委員会でもまた検討いただければと思います。

終わります。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第75号、平成27年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

平成27年度一般会計決算においては、対前年比歳入でマイナス12.0%、歳出でマイナス12.4%となっております。子育て支援策の拡充、医療・介護の修学資金など評価するものがありますが、市民の暮らし応援と地域産業の振興にもっと力を入れる必要があるのではないかと考えるものであります。

2款、総務費、社会保障税番号制度関連システム整備事業であります。住基ネットにさまざまなシステムを接続し、国と地方を接続させていくものであります。このように膨大な情報が接続されることになれば、社会保障情報、税金、戸籍、旅券、医療等、膨大な個人情報流出の損害は、甚大なものになるおそれがあります。メリットが少なく、莫大な費用だけがかかるものであります。最近、情報銀行などと言われ始めましたが、行政の個人情報保護の点で疑念は拭えないものであります。

4款、衛生費の虫歯予防事業のフッ素洗口であります。これまでも言ってきたとおり、論争中のものを教育や保育の場に持ち込むのは、よくないと考えます。小さいころから歯磨きの生活習慣をきちんと身につけさせることが一番大事なことであります。

7款、商工費では、シャルマン火打管理運営事業に7,090万円支出されました。グリーンメッセ管理運営事業は、2,260万円であります。シーサイドバレースキー場は、1億1,050万円であります。両スキー場の管理運営事業費を合算しますと、1億8,000万円あります。グリーンメッセ管理運営事業費を加えれば、約2億円を超えます。今後、施設の維持管理にかかる費用が、さらにふえていくことが推察されます。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定めるべきと考えます。同時に両スキー場の経営統合等、抜本的対策を講じていくべきと考えます。

10款、教育費では、香港への中学生海外派遣事業で550万円が支出されております。8月に3年生約380名中、30名が派遣されたものであります。中学生海外派遣事業は、義務教育段階での取り組みとしては、ふさわしいとは思えないものであります。

以上、議案第75号に対する反対討論といたします。

議長（倉又 稔君）

次に、五十嵐健一郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

五十嵐議員。〔17番 五十嵐健一郎君登壇〕

17番（五十嵐健一郎君）

議案第75号、平成27年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論をさせていただきます。

一般会計決算は、歳入300億6,144万6,000円、歳出281億8,142万8,000円、差引額18億8,001万8,000円となりました。

また、平成27年度決算に基づく4つの財政健全化判断比率のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、いずれも収支は黒字であり、赤字比率はありません。前年度と比較して実質公

債費比率は0.5%減の13.0%、将来負担比率は15.2%減の97.0%でいずれも早期健全化基準を下回っています。

平成27年度は、北陸新幹線開業というビッグチャンス、合併後10年、30年先を見据えながら次の10年に向けたターニング元年と位置づけ、多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう事業を行ってきておりました。特に、民営こども園整備事業、地熱資源開発支援事業、一般廃棄物最終処分場適正化事業、消防救急無線デジタル化事業、能生体育館整備事業、大野地区簡易水道整備事業及び基金については、財政調整基金約6億円など、前年度比約8億7,000万円増の当年度末の現在高は、79億8,968万円でありますので、すごく努力をされておられました。

しかし、引き続き財政調整基金や減債基金などの適正額の維持・確保に努めていただきたいと思えます。

また、人口減少対策事業では、特に住宅整備資金貸付事業、保育料軽減事業、高校卒業までの子ども医療費助成事業など一定の評価をるところですが、もっと具体的な施策の工夫が欲しいと感じました。

さて、今後は、国・県の動向をより早く把握するとともに中長期を見据えて事前に糸魚川らしいグランドデザインをしたためてブランディングしておく必要があると実感しております。産官学金労言の連携によるイノベーション、いわゆる新しい価値の創造的発想が求められています。危機意識を持って全身全霊をかけて本物のチーム糸魚川にしてほしいと思えます。糸魚川市全体をまとめ上げ、稼ぐ力の最大化にチャレンジするよう要望し、以上で賛成討論とさせていただきます。

議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

吉岡であります。

議案第75号、平成27年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。反対討論とさせていただきます。

今回、権現荘事業のあり方を主軸に進めさせていただきます。

具体的には、権現荘への繰出金、あるいは繰入金、一般会計にとっていえば繰出金、一方にとっては繰入金、現状のような行政執行の中では、おかしい、無理があるということで反対です。この後、日程5、12、13でも取り上げられることにつながっていきますが、権現荘事業問題は、行政の根幹、行政のあり方はどうあるべきかということをおあらわに見せつけてくれております。ほかにジオパーク偏重・偏在路線、これは金の問題だけではありません。

さらには、中学校学力向上のあり方、事業のあり方、あるいは姫川病院対応など、このことについては、ただいまの委員長報告でも触れられておりましたが、基本的には弱い者、あるいは弱い立場への行政を目指すべきなど幾つもありますが、さっきも言ったように今回は、権現荘事業のあり方のようにあえて絞って反対の討論とさせていただきます。

以上です。

議長（倉又 稔君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第75号、平成27年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、認定であります。

本案は、各委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第5 . 議案第76号から同第79号まで、同第89号から同第92号まで、同第105号、同第106号、陳情第4号、発議第3号及び同第4号

議長（倉又 稔君）

日程第5、議案第76号から同第79号まで、同第89号から同第92号まで、同第105号、同第106号、陳情第4号、発議第3号及び同第4号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第3号及び同第4号の説明を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

本定例会初日の8月29日及び9月6日において、総務文教常任委員会に付託となりました本案は、審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案認定及び可決、陳情第4号は採択であります。

議案第105号、系魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、8月22日の委員会で提出・説明された資料ナンバー2、権現荘における支配人と能生事務所の分野別責任分担に基づいて、検討された責任と処分について説明があった後、質疑に入りました。

本案の審査に先立って行われた、関連する権現荘の経営状況についての所管事項調査での質疑に入る前に、委員長より、議案第105号は、過失、不手際及び怠慢などにより職責を十分に果たさなかったものとして行政が処分を行うものである。3月17日付で副市長以下が処分を受けたもの

も含めて、不正、背任、不法行為などによると断定できるものは確認されていないので含まれていないということであり、前回の委員会で、副市長が資料ナンバー 2 により、検討するとして、この後の議案第 105 号で整理された資料により、説明される判断による責任に対する処分ということである。

逆に言えば、今後、いずれかの時と場において、不正、背任、不法行為が明らかになるようなことがあれば、今回の処分とは別に責任を問うことになるのであろうと解釈されていると整理しています。

委員より、支配人は 321 号室に宿泊していたと言うが、条例第 3 条による市長の許可を受けていたのか。条例違反であり目的外使用ではないかという質疑に対し、当時の能生事務所長は知っていたが、宿直業務として必要に迫られての使用であり、条例違反、目的外使用には当たらないと判断しているが、必要な手続をとるべきであり、手続不十分であったことは、監督責任のある総務部長の監督不行き届きであったと反省している。申しわけありませんでしたという答弁と謝罪がありました。

委員より、支配人は収支改善を目的に民間から登用された。報酬は労働の対価であり、目的を達成すべき責任がある。毎年の収支改善計画は、能生事務所と連携して立てられてきたのか。支配人から改善提案は、なされてきたのかという質疑に対し、収支管理、経理管理、労務管理など事務所と連携した管理ができていなかったことに尽きる。業務上の不手際であり、おわびするしかない。支配人からは、本館休止やプランの提案など多くの提案をしてもらってきたという答弁があり、支配人からは、高めのプラン設定などにより客層を変えるなどいろいろやってきたが、自分一人で全く掌握できていなかったと答弁がありました。

ほかにも複数の委員から、支配人の宿直での客室使用、飲食サービス、不十分な収支改善について厳しい意見が出される中、さまざまな形で、この処分では軽過ぎる。また、20%の減給処分は重いという賛成・反対の意見が出され、2名の委員による反対討論の後、起立採決を行い、賛成・反対同数となり、委員長判断となりましたので、行政側から説明のあった権現荘における支配人と能生事務所の分野別責任分担の表の中に、これまで各調査報告書等で指摘された事項、委員会で指摘された事項のうち、行政執行上の不手際、怠慢によるものは全て含まれているということ、それから、処分に当たっては、業務上の責任と経営責任に区分して考えた上で、今回は経営責任を問う処分であるということ、そして、進行上整理をしてきたが、責任には業務執行上のそれぞれの職責を果たせなかったことの責任という不手際、怠慢によるものと、不正、背任、不法行為などによるものに分けられるという観点から、今回の処分については、前段の、あくまでも業務執行上の不手際、怠慢による部分に対する処分であると捉えた上で、この議案第 105 号に賛成をすると意見を付して賛成し、原案可決といたしました。

議案第 76 号 平成 27 年度系魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、本案の審査は、所管事項調査、権現荘の経営状況について、追加議案の議案第 105 号、系魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査過程を前提に行われています。

委員より、決算の判断には、部門別収支が必要であるが、いかがかという質疑に対し、人件費、施設管理、宿泊と日帰りの区分などが困難であり、部門別収支を正確に出せない状況であると答弁

されています。

委員より、残業時間が異常であるが、仕事の状況はどうであったか。また、残業の指示は誰が出したのかという質疑に対し、残業の指示は支配人が出している。フロント・サービス部門・厨房の各部署ともに残業時間が長い状況であった。フロントは、早番から遅番まで勤める状況があった。サービス部門は、職員数の不足を補って時間外が多くなったものであり、厨房においても人員の不足を時間外で補ってきた状況であった。フロントは、本来であれば早番・遅番で勤務するので、時間外が多くなる部署ではないと答弁がありました。

また、委員より、権現荘事業については、地域のために賛成してきていて、よい数字を期待したが、残念な結果である。食材費、労務の状況など詳細に把握する必要があるとして、反対する意見がありました。

起立採決を行い、賛成・反対同数となり、委員長判断となりましたので、この特別会計については、3月に補正予算が計上されて、その段階で議論された。予算審査特別委員会と、この総務文教常任委員会で多くの集約事項をまとめ、それに基づいてここまで運営をされてきた経緯がある。また、補正予算の段階では2,700万円余りの繰入金だったものを、12月からの改善により2,300万円余りまで圧縮したということも含め、今後、この柵口温泉権現荘が設立の目的に沿って健全経営されていくことを願って賛成すると意見を付して賛成し、原案認定としました。

議案第78号、平成27年度系魚川市学校給食特別会計歳入歳出決算認定については、委員より、なぜ、食材費のみの特別会計なのか。行政改革という視点で見れば学校ごとの仕組みの違いなどを検証できる会計システムとすべきではないかという質疑に対し、不祥事により、材料費のみを特別会計で管理することとした。今後は、参考資料として各学校ごとの数字をまとめて検証できるようにしたいと答弁されています。

議案第92号、第2次系魚川市総合計画基本構想の策定については、今年度5月、6月、8月の全員協議会で我々議会サイドとのすり合わせを行い、この議案提出に至ったものであり、全員協議会以降の変更点の説明を受けた後に質疑を行っています。

委員より、TPPの内容や日本経済への影響は不透明としているが、そこに備えるためにもしっかり対策を講じていかなければならないが、どのように考えているかという質疑に対し、時代背景は記述のとおりである。「1、総合計画とは」の「(4)計画の期間と構成」に明記してあるが、社会経済情勢などに大きな変化がある場合には、必要により改訂を行っていくと答弁されています。

委員より、行政サービスの向上に向けて、指定管理者制度や民間委託、民営化などへの移行を積極的に進めるとしているが、少子化の社会情勢中で可能だと考えるか。また、市民参画では、市政のさまざまな場面における市民参加の拡充に努めるとしているが、参画するための環境づくりが重要であるがどのように考えているかという質疑に対し、民営化など行政の仕事を外に出すことを余りやっていない。民間でできることは民間にやってもらい、行政経費の削減と市民サービスの向上を図っていききたい。市民参画については、市民が参加する手法や機会を整えて、市民参加意識を行動としてあらわしやすい環境づくりをしていききたいと答弁されています。

このほかに、議案第77号、平成27年度系魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号、平成27年度系魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号、系魚川市能生マリンホール条例の制定について、議案第90号、系魚川市の議会の議員

及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び糸魚川市長の選挙におけるピラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第91号、損害賠償の額の決定及び和解について及び議案第106号、新潟県市町村総合事務組合規約の変更については、若干の質疑の上、認定、可決されております。

陳情第4号、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情では、委員からの賛成の意見が出され、採択されております。

これにより本陳情は、意見書提出を願意としていることから、発議第3号及び第4号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

発議第3号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育として重要な役割を担っています。

平成22年4月から実施された公立高校の授業料無償化は、平成26年度から世帯収入に応じた就学支援金の支給となりました。私立高校でも同様に、学費の一部を補う就学支援金が、世帯収入に応じて支給されています。私学の保護者にとって、学費負担は以前よりは全体的に軽減されたものの、県内私学の初年度納入金で平均47万円の負担が残ったままです。

憲法及び教育基本法は「教育の機会均等」と「私立学校教育の振興」をうたっていますが、私立高校に対する公費は公立の2分の1以下にとどまっています。私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況です。

政府及び国会におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、教育費負担の公私格差解消を展望し、就学支援金の増額と私学助成の増額・拡充に一層努力されるように要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出します。

続いて、新潟県知事宛ての意見書であります。

発議第4号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書。

私立学校は、建学の精神に基づいて教育を進める公の教育機関として認可され、地域の子供たちの教育に邁進しながら、独自の伝統と教育システムを発展させ、社会的に重要な役割を担ってきました。

平成22年4月から実施された公立高校の授業料無償化は、平成26年度から世帯収入に応じた就学支援金の支給となりました。私立高校でも同様に、学費の一部を補う就学支援金が、世帯収入に応じて支給されています。私学の保護者にとって、学費負担は以前よりは全体的には軽減されたものの、県内私学の初年度納入金で平均47万円の負担が残ったままです。

新潟県においては、毎年、学費軽減制度の見直し拡充を図ってきてはいるものの、授業料全額助成の対象は生活保護世帯、市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割世帯等に限定されています。公立高校の授業料無償化と比較した場合、私学の保護者の学費負担は、今日の厳しい経済状況下で

は、依然として重いものになっております。

したがって、新潟県におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、教育費負担の公私格差解消を展望し、学費軽減制度の拡充と私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により新潟県知事に意見書を提出します。

以上で総務文教常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ここで昼食時限のため、暫時休憩をいたします。

再開を、午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

休憩前の総務文教常任委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

これ全議案まとめて3回ですよ。1議案ずつじゃないですよ。質問前にちょっと聞かせていただきたいんだけど、質問は3回までというのはわかるとるんですけど、これ抱えてる議案がいっぱいありますよね。例えば議案第76号で3回か、それともここに書いてある全部、例えば105号も合わせて全部で3回なのか。

議長（倉又 稔君）

これは一応まとめて、報告に対する質疑ですから、まとめて3回です。

20番（古畑浩一君）

全議案合わせてね。今のは1回じゃないよね。

議長（倉又 稔君）

はい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

それでは、ただいまの伊藤委員長の報告につきまして、質問させていただきたいと思います。

まず、議案第76号、平成27年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてで

あります。

伊藤委員長、まずお伺いしたいのは、この採決に当たっては、3対3、可否同数であります。それに対して委員長判断は、いわゆる認定ということにされました。その経過につきましては、やはりお考えをいま一度お聞かせいただきたいというふうに思っております。

伊藤委員長は、総務文教常任委員会の委員長やる前も総務文教常任委員会の委員であり、この権現荘問題の一連の流れにつきましては、十二分に認識をされておるということは、私もわかっておりますが、特に27年度決算につきましては、やはりリニューアルするかしないかという論議、そしてリニューアルをした場合には、すぐ民間移譲も含めた指定管理制度に移行していくんだという論議の中で、この27年度というのはスタートしている。そして、その途中で、いわゆる直営方式ということに切りかえ、しかもその際、2年間で4,000万円の黒字にして、そして指定管理に移行するときにより有利な条件で、家賃をとるなどね、等るる議会側に対してさまざま約束をして、さらにそれを議会承認を得て入ってきたという流れがあります。

しかし、この27年度決算につきましては、細かいことは、この後の反対討論でやりますけれど、そういった約束も果たすこともできなかった。さらに支配人を含めた現場の管理責任、能生事務所等が決裁におけるさまざまな監督責任、そして行政全体としての管理監督責任というのが問われている決算ですよ。やはり不思議なのは、なぜそのことの経過を十分ご理解されてる伊藤委員長が、ここで賛成のほうに軍配を上げてしまったのか。私これだけはどうしても解せないんですよ。先ほどの委員長報告の中で賛成に回った理由というのをお話しになってますけれども、やはりいま一つびんときてないんですよ。伊藤委員長の器量から考えれば、賛成するなり、また反対したとしても反対理由は、やっぱり明確に述べられることができる、賛成、反対両方にね。

しかし、私は、あなたがなぜ賛成したのか、今までのさまざまな論議、委員のときの論議も含めてどうしても私は個人的にも納得できないということで、いま一度、なぜ賛成のほうに委員長として判断されたのか、その心中をご説明いただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

3月の補正予算の段階で同じように3対3になりました。ここで、今ここに記録がないので私の記憶だけでお話ししますと、補正予算の賛成理由も先ほどの報告と同じなんです。予算審査特別委員会と総務文教常任委員会で集約された事項を守るだけではなくて、もう一步も二歩も進んだ対応をしてほしいということを経営に条件にして賛成をしてきました。その補正予算で審議された内容を、この後、それは3月ですから、平成28年度に入って実行されてきたわけですが、補正予算の段階でそういう判断をしたということ、それから、補正予算の段階では、2,700万余りの繰入金だったものを、多少とはいえ改善し、400万円余り圧縮してきたということがあつたわけですね。最後のところが、この権現荘が設立の目的に沿ってということ、いろいろ意味があると思っておりますが、健全経営されていくことを願って賛成するということで、全てオーケーではないんですよ。やっぱり賛成した人も反対した人もそれぞれやはり苦渋の決断だと思っております。私も、この権現荘については、たくさん問題がある中で、こうやって総務文教常任委員会でも3月以降、

毎回、審査項目に取り上げてやってきております。それは今後も、どの程度の頻度でやるかは別にしても、やはりこの権現荘に対しては、しっかりと委員会の目を行き届かせるような形でやっていかなければいけないというところで、これからの運営も含めて、含みを持った形での賛成であるということをご理解いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

伊藤委員長、お言葉ではございますが、予算は、これからよくなるんじゃないかという期待を込めて賛成するというのはわかります。決算は、結果論でありますよね。伊藤委員長は、総務文教常任委員会の委員長の前は行政改革の特別委員長もやってきた。ご自分のやっぱり理論を中心に行政に対する、やはり計画行政やチェック・管理ということに対して、またリストの作成、各事業の見直し、特に財政の管理については、非常に厳しく言われてきた方だ。

しかし、この決算認定をめぐるさまざまな論議、ここに至るまでは経営というよりももう経理、処理、支払い、それから各食材や備品の仕入れに至るまで全てがずさんであった。これは私の個人的感想ではなく、第三者委員会だとか庁内の内部監査委員会だとかという方々が、正式なルートで報告されてきたところに全てそのように報告されてきた。この決算認定に関しては、私はこれは直接、事業運営に対して大きく影響がかかわるものでない以上、これは3対3だと先ほど苦渋の決断だとおっしゃるなら、これは継続審査にされてもよかったんじゃないかなと。やはり結論は、ここで出すべきじゃなかったんじゃないかな。まだ要審査は、要求されるもんじゃなかったかなと思います。これについてはいかがか。

それから、3回しかないんで、次、議案の第105号であります。

これは糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、伊藤委員長、これ最新で今朝の新潟日報の朝刊であります。この朝刊の中に、新潟県議会では、フェリー等の船の購入問題ありますよね。あれで泉田知事も同じく20%の減給を県議会へ上程しました。

しかし、自民党と公明党は、知事の減給案に対しては、否決するというのを決定しています。これはなぜかという、いわゆる減給によって責任問題が幕引きされることを回避するためであります。それに責任の所在が、いまだ不透明であることなどを理由に今のこの段階においては、減給処分ですべての責任問題を終わらすべきではないという見解。私、このとおりだと、糸魚川市議会の場に置きかえてもそうだと思うんです。しかも今回につきましては、小林支配人の責任まで含めたということで委員会の中では論議されてますよね。過去の責任問題も含めて、この105号の中で論議をしてくださいと。これは伊藤委員長が議事整理で非常にこだわった部分であります。これも同じく3対3の可否同数で分かれましてよね。これらの行政の下手際や過去の問題、小林支配人の、やはり支配人としての管理能力の低さということは、伊藤委員長、十分に承知しておきながら、しかも織田副市長が30%に対して、米田市長が20%ということになれば、これは責任配分から見てもおかしな処分ということになります。これね、俺、伊藤委員長、釈迦に説法だと思うんですよ。あなたにこんなわかり切ってることを言ったところでわかるとおっしゃると思う。

しかし、委員長の判断は、この議案については賛成でしたよね。これも全く納得できない。これ

についてもいま一度、賛成に至る経過、それから、委員長のお考えというものをお示しいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

76号を継続審査とすべきであったのではないかとこのところですが、ここは私と古畑議員の判断の違いですね。私は通しておいて、今後、厳しい対応を求めていくという方向であります。

それから105号も知事の減給の件、引き合いに出されて、小林支配人の責任も含めてということですが、実際、今回の委員会の中では、委員長報告でも言いましたが、権現荘における支配人と能生事務所の分野別責任分担というもので整理されたこの内容についての責任であると。私も再三言っておりますが、もしこれ以外に不正、背任、不法行為等があれば、それが証明されれば、またこれとは別に判断されるのであろうというふうに考えておりますから、その範囲で私も判断したということでありませぬ。

それから、副市長が10%の、前回、減給であるので、今回と合わせて30%となって、市長の20%よりも重くなるということですが、これも今回、今ほど言った表の中に整理されていますが、責任の範囲の違いによるということであり、副市長は事務執行部門のトップであり、経営責任もある。両方の責任をとるということで、市長より重い処分になったという理事者の提案内容を理解したということでありませぬ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

委員長、私も総務文教常任委員会を傍聴させていただきました。特に今、後半の責任の分担につきましては、特に保坂議員が責任の分担を明確にしてくれと、いわゆる事務方と行政責任実行者とどういう責任の範囲であるか、何%対何%で分けてくれという論議を執拗にやりましたよね。

しかし、そのとき米田市長は、何%と分けるつもりはありません。私が100%の責任を負いますと述べております。ということは、先ほど言う事務方のトップだから30%、市長だから20%という理由は、これに当てはまらないということでありませぬ。

それから、基本的に、先ほど委員長の判断と古畑議員とは違うというふうに言いましたけども、この決算については、いわゆる全てが凝縮された議案であると、私は思っております。それらを考えて言うならば、もし私ならこれは継続の審査にしたし、この105号に対しても先ほど言っている知事のものを引き合いで、自民党と公明党がというものを引き合いに出しましたけれども、やはり責任の所在がいまだ不明確である以上、結論を出すべきではなかった。これはやっぱり重ねて申し上げます。

それから、これは伊藤委員長に対する苦言であります。これ3対3で、またしても自分が決断しなくちゃいけないというとき、あなた笑いながら言いましたよね、また俺かと。多分、伊藤委員長が苦笑する癖があるんだろうと、私は思うんですけど、笑いながら判断されるというのは、私

も含めて、この権現荘問題を真剣に考えているんな問題、取材もやってますし、調査もやっている、それは行政側の不備という点を追及するということやってきましたからとんでもない時間も労力もかかっている。それをやはり笑われるということ自体が、やはり不愉快であります。

それから、答弁に対しても質問に対しても、やはり委員長の議事進行が多過ぎますよね、議事整理が。それで、最後の結論までが伊藤委員長が決めるということになると、全てがあなたの、伊藤委員長の手のひらの中で決まってるような印象を受けてしまいます。こういったことに関しては、私は伊藤委員長、これは本当の苦言でありますけど、やはりそこは直していただきたい。最後は、ちょっと違うところにもなっておりますけれど、その辺も含めて伊藤委員長のお考えをお示しいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

先ほど市長の発言、これ正確には、これちょっと議事録しっかり読まなきゃいけないんですが、市長が言われたのは、今、整理された責任分担において、それぞれが負っている責任を、それぞれが100%負うという意味で発言をされたというふうに、私はメモしておりますし、後の議事録もそのように確認をしております。

最後、私の議事進行に対する苦言でしたのですが、実際、やあ、まいっちゃったなという形で苦笑したということですので、その点が、もし委員の皆さんのお気にさわるところがあったのであれば、おわびをして、今後、気をつけて対応をしたいというふうに思っております。

ただ、私の委員会運営は、委員の皆さんの意向にも十分に配慮しながら進めているつもりですし、議事整理は説明者側の答弁が足らなければ、それを促すこともしますし、委員側の質問が、質疑がわかりにくければ、もうちょっとこういうふうに言ったほうがわかりやすいですよという形で進めさせてもらってるつもりでありますし、決して偏った議事運営をしているつもりはありませんので、よろしく願いいたします。

〔「議長、訂正をお願いします。」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員、訂正。

20番（古畑浩一君）

これは訂正ですので、答弁要りません。

今ほど委員会の審査の中で市長が100%認めたということに対して、全体がという100%、私のちょっと思い違いで、100%私の責任であるというふうに名言したのは、一般質問の場であります。

失礼いたします。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第3号及び同第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原議員。〔13番 田原 実君登壇〕

13番（田原 実君）

糸魚川21クラブの田原 実です。

議案第105号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第76号、平成27年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場より討論をいたします。

この2つの議案の委員会審査を通じてわかったことは、柵口温泉権現荘の経営における行政の不備について、また、それによって生じた赤字を市民の税金で補填をすることについて、その根本的な問題点を掘り下げることなく、単なる事務処理で済まそうとする糸魚川市の現状であります。真面目に税金を納めている市民に対する行政の責任を軽く考えているのではないのでしょうか。

議案第105号では、米田市長、織田副市長ともに1カ月20%の減給処分、さまざまな不正が疑われる小林支配人については、再雇用せずという処分について、委員会の審査の過程においてもその責任のとり方について論議がありましたが、そもそもこの権現荘問題、小林支配人が何年もの間、一存で勝手なサービスを行い、勝手に権現荘の客室に泊まり、しかもそれが伝票や帳簿で会計の確認ができないというずさんな会計処理をしてきたこと、そのことを知ってか知らずか問題なしとして議会に報告し続けてきた能生事務所長の対応、全て後づけの言いわけを繰り返す総務部長ほか行政側の議会答弁、何よりも市民の税金を使い長年の大きな赤字を補填してきた本当の原因を明らかにしようとしめない行政対応、これらが真に権現荘を改善しようとする議員や市民からの疑念を招き、これら権現荘の経営に対する不信感となっています。

厳しい財政の中から4億円という巨費を投じてリニューアル工事を行うことを許し、地域振興の核施設となることに期待した地域住民、市民、議会に対する背信ではないのでしょうか。今の行政の取り組みでは、この先へ進むにも市民の理解は得られるものではありません。

議案第76号は、平成27年度の決算認定ではありますが、小林支配人による放漫経営と不明朗な会計処理、それをチェックしなかった能生事務所のずさんな管理など市民の税金の使われ方にお

いてさまざまな問題がある権現荘運営の決算について、これをよしとするわけにはいきません。

よって、議案第105号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第76号、平成27年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対いたします。

議長（倉又 稔君）

次に、大滝 豊議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝議員。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

創生クラブの大滝 豊でございます。

私は、議案第105号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

議員各位ご承知のとおり、権現荘が営業している柵口地区は、昭和61年の冬に発生した雪崩により13名のとうとい命が失われるという大きな自然災害に見舞われました。その当時の町長が、このままでは柵口地区が衰退してしまうという思いから、当時、既に確認をされていた温泉資源を活用し、旧上能生小学校の校舎を活用した権現荘を昭和63年にオープンいたしました。以来、日帰り温泉入浴施設及び市外・県外の宿泊客を受け入れての宿泊施設としての2つの目的を果たしてきました。

さらに、権現荘は、近隣地域と共生しながら地域振興という大きな役割を担ってきております。

役割の1つは、雇用の確保であります。現在、常勤として18名、季節パート職員として約20名が地元から雇用されております。

2つ目は、資材の調達であります。食材料は、年間約6,500万円とお聞きし、その約半分が地元からの仕入れとなっております。さらに風呂の燃料でありますペレット燃料やガソリンなどの各種燃料についても地元の業者から購入されております。

3つ目は、保守点検であります。各種設備及び備品の点検やメンテナンス作業など委託と修繕で年間およそ1,000万円を超える契約が地元業者と行われております。

4つ目は、周辺観光施設との誘客連携であります。マリンドリーム能生やシャルマン火打スキー場及び柵口温泉郷など周辺観光施設と連携し、交流人口の拡大に向けた活動が展開されております。

私は、権現荘は能生地域だけではなく、糸魚川市にはなくてはならない施設であると思っております。

本年3月以降、権現荘の運営についてさまざまな問題が明らかになってまいりました。行政は、企業会計と公会計との違いが理解不足であり、経理管理、労務管理など業務の不適当な対応や指導の怠慢等が議会からは多く指摘を受けてまいりました。議会の指摘を市は重く受けとめ、3月に副市長及び総務部長以下関係職員の減給処分を行い、支配人についても契約期間と報酬額の削減を行いました。その後、市の内部監査による実態調査及び指定管理者選定委員会による経営及び労務管理等の調査が行われ、権現荘を取り巻く諸問題の全容が明らかになりました。

このたびの議案第105号は、権現荘におけるこれまでの赤字体質の改善が不十分であること、

リニューアル後の経営目標が未達成であること、これに対する市長と副市長の経営責任について明確にするものであり、処分内容についても適正と判断いたします。

また、支配人については、これまでの審議の過程で明らかになった職務上の不手際や公務員としての意識の欠如、不適正といった事柄に対しては、雇用契約を終結するといった厳しい処分が課せられ、加えて、その後の報道による社会的制裁も受けております。

権現荘では、これまでの反省をもとに現在、企業会計に準じた会計処理が行われております。経理管理面では、日計表の作成、月単位での棚卸しの実施、食料費の原価管理の徹底など、労務管理面では、本年6月以降、3名の職員を増員し、休日出勤や時間外労働時間の削減を進め、労働基準監督署の是正勧告に基づき、労働環境の改善に取り組んでいるところであります。

このように健全な経営に向けた改善策を実施してきている市の取り組みを引き続き見守り、黒字体質を確保するとともに早期に指定管理者制度へ移行していくことが何よりも大切であると考え次第であります。指定管理者制度への移行に向けて経営改善を進めていくとともに、行政からは今後も権現荘の設置目的や地域振興の役割を引き続き担っていただくとともに、早期効果発現を大いに期待するところであります。

よって、創生クラブは、市長、副市長の経営責任を重く受けとめ、提案されました議案第105号、系魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の意をあらわして、私の討論を終わります。何とぞ議員各位よりご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂議員。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第76号、平成27年度系魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてと議案第105号、系魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、反対討論を行います。

初めに、議案第76号、平成27年度系魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

この会計に反対する発端は、年度当初は2,000万円の黒字目標を掲げ、高額設定の料理により食の館として売り上げを伸ばし、収支改善を図るというものでありました。

しかし、ことし2月に食材原価率の不十分な管理とリニューアル工事による客室稼働率の低下などを理由として、約2,700万円の赤字が判明したことに始まります。その赤字額と赤字理由を受けて、総務文教常任委員会や全員協議会による調査を進めていく中で明らかになったことは、行政執行部、能生事務所、権現荘の3部署がそろって収支改善に対して本気で取り組んでなかったことでもあります。

反対理由には大きく3つあります。

1つ目は、予算の適正な執行に重きを置く公会計をいいことに、コスト管理を無視してきたことでもあります。具体的なものとして、料理やお酒の受け払い簿がないこと、食材の廃棄記録であるロス伝票がないこと、食材や消耗品、売店商品等の在庫管理を全く行っていなかったこと、在庫管理上必要な棚卸しをせず、公会計のための年1回の棚卸しのみというありさまであります。コスト管理上、最低限の在庫管理を全く行ってないことが判明しております。

さらに、2時間の飲み放題プランにおいて、原価と売価の損益分岐点を定めず、お酒の出庫簿もつげずに続けておりました。支配人によれば原価を割らなければいいという考えで行ってきたそうですが、その原価の把握すらできてない状況であります。

つまり、仕入れたお酒を幾らで何本出したかを把握してないということでもあります。

次に、2つ目の問題点は、支配人の裁量権であります。

支配人の勝手な客室使用と制限のない飲食サービスという裁量権の付与は、公的宿泊施設になじまないものであり、加えて、条例化されてないものであります。

つまり、正式な手続や基準がない中で支配人が独断で行ってきたものであります。行政は支配人として必要な裁量権であると言っておりますが、基本的には条例違反と言えます。

また、飲食サービスに係る経費については、議会に報告がされておられません。当初予算時に支配人の飲食サービス分の食材費、もしくは営業費を会計に上げていないのです。支配人に裁量権は必要だと言いながら予算計上していないということは、食材費から幾らでも営業費として使っても構わないということになっております。ここが一番おかしい点でございます。残念ながらそれらの管理を能生事務所並びに執行部は行っておらず、支配人がするがままに放置してまいりました。それは、行政がコスト管理をしていなかったことを証明しております。

3つ目が最も残念なことになりますが、糸魚川市第2次行政改革大綱では、コスト、スピード、成果を重視した行政経営を基本方針として策定しておりますが、みずから策定した方針とは、全く正反対のことを1年間、権現荘で行って、2,700万円の赤字を出していることでもあります。行政は、赤字の内容を徹底的に調査すべきであります。それまでは、平成27年度柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定はできないものと考えております。

2番目に、議案第105号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

権現荘の経営問題について、市長と副市長に責任があることは明白であります。

しかし、議案にある責任のとり方では、疑問があります。そもそも提案理由の諸問題というくり方は、市民を愚弄するもので極めて乱暴であります。第一に、諸問題の項目と責任の度合いが提示されておられません。具体的な減給理由が不明であるということでもあります。権現荘の経営問題の柱は、税金の使われ方であります。

つまり、市民にとって必要な赤字であったかどうかであります。

次に、収支改善に向けた努力と成果の証拠の存在であります。棚卸しはしない、伝票や記録がない、内部調査の職員証言は雇用関係という圧力が働くため、客観性が乏しいものであります。行政の言う諸問題の内容は、文字どおり問題点が多岐にわたっており、現段階で1カ月20%の給与の削減と判断するには調査不足と言わざるを得ません。今回のように、内部の問題を調査する場合は、市民から見ても疑念を持たれない、客観性を保った調査会が必要になりま

す。

したがって、市民公募による調査会の設置や議会特別委員会の設置を、行政が議会にお願いして、その調査結果を受けた後、判断すべき内容と考えます。

したがって、議案第105号は、7年間のずさんな管理を行った支配人と能生事務所を管理できなかったことと、その成果が上がらない累積赤字1億1,000万円の責任をとるには、時期尚早であり、処分としては全く軽いものであり、反対といたします。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

次に、斉木 勇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

斉木議員。〔3番 斉木 勇君登壇〕

3番（斉木 勇君）

清政クラブの斉木 勇です。

議案第76号、平成27年度系魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の対場から討論をいたします。

この特別会計については、本年3月に一般会計から繰入金の追加補正予算の計上もあり、権現荘の経営上の問題点について議会で多く議論がありました。このことを踏まえて総務文教常任委員会及び平成28年度予算審査特別委員会でまとめた集約事項に基づき運営の改善強化がなされ、3月の補正予算の時点で見込まれていた2,700万円余りの繰入金は決算時点において2,300万円余りに縮減されております。

また、平成27年8月から本年7月までのリニューアル後、1年間の運営収支は、約400万円の黒字を確保しているほか、従前の温泉センターの運営に対して一般会計から毎年約800万円から900万円の赤字繰り入れが行われておりましたが、この赤字繰り入れもリニューアル後の収支に吸収されております。

これらのことから地域振興など権現荘の設置目的に従って、なお一層の持続的な経営ができるように期待して、この決算認定について賛成する立場であります。

以上です。

議長（倉又 稔君）

次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

8番（古川 昇君）

市民ネット21、古川 昇であります。

議案第76号、平成27年度系魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第105号、系魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2つの反対討論を行います。

まず、議案第76号、平成27年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

提出された議案につきましては、権現荘の平成27年度の赤字額を一般会計から補填して特別会計に繰り入れたものであります。この柵口温泉事業特別会計に計上された繰入金額は、さきの3月議会で補正予算として提案されたものであります。赤字補填に市民の税金をもって充てることに反対としてきました。平成27年度の黒字目標2,000万円を達成するための経営計画では、従来と変わらない取り組みに疑問を投げかけ、管理会計が不明確として再考を促したにもかかわらず、リニューアルの効果に期待をかけて、その基本的な収支管理を怠ってきた結果であります。

加えて、現場を管理・監督して的確に指示を出さなければならない立場の行政も係る事態を見逃してきたことがあります。日計・月計の収支管理の徹底、棚卸しの実施を強く求め、管理会計である部門別管理の実施を確実に実行させるなど厳しく管理指導してこなかった行政の管理責任の怠慢、なれ合い体質にこそ、最も強く指摘されるべきであります。旧態依然とした権現荘経営に終始して、赤字決算を計上し、たやすく市民の税金を補填していくやり方には納得がいきません。市民の声は、行政がその管理・監督を怠ってきた責任を指摘しているのであります。

よって、以上申し上げた観点から議案第76号には、反対といたします。

続いて、議案第105号であります。糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

提出された議案につきましては、権現荘の諸問題に係る管理・監督責任を重く受けとめ、市長及び副市長の給料を減額したいとあります。この間の委員会や全員協議会で数々の問題が出され、疑念が生じてまいりました。権現荘内部で行われてきた管理会計では、ずさんと言えらるまでの収支管理が行われていたことの責任であります。

結果、赤字の原因分析を仕入れ伝票、無料サービス、棚卸しなど権現荘で行われてきた詳細な実態検証が行われないうまま不十分な分析で7年間で1億円以上の赤字が計上され、市民の税金で補填し続けたことの責任であります。支配人が無許可のまま勝手に客室に泊まり、出入り業者との飲食のあげく宿泊させて権現荘を長期間にわたり私物化したような客室の目的外使用を認めたことでもあります。約4億円のリニューアル工事で、本来、修理をやらなければならない特別室が計画過程で検討もされず見逃されたことの責任もあります。異常な時間外労働の実態が明らかになり、その労務管理を疑いもせず続けさせて、労働基準監督署の是正勧告を受けるに至ったということの責任、市直営の職場で労働基準監督署の是正勧告を受けるなどということは、絶対にあってはならないことで、重大な汚点であります。

以上、申し上げた観点から諸課題を真正面に受けとめ、管理・監督責任をとるとした今回の提案は、その範囲・内容には納得できないものであります。

よって、議案第105号に対し、反対といたします。

以上で、反対討論を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、中村 実議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村議員〔9番 中村 実君登壇〕

9番(中村 実君)

創生クラブの中村でございます。

私は、議案第105号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の討論を行います。

先ほど大滝議員が申しあげましたように、旧能生町では、通年観光を目指し、昭和60年5月より温泉開発調査に着手しましたが、翌61年1月26日、柵口地区に大雪崩が発生し、13人の犠牲者を出したことにより、町、議会、審議会、地区などで審議を重ね、一時は温泉掘削の中止も検討いたしました。こんなときこそ地域に明るい話題が必要との地域住民の強い要望により、温泉を掘り当て、昭和62年8月に温泉センターを、翌63年8月に権現荘、そして平成7年1月に都市交流センターをそれぞれオープンいたしました。この3施設の総称が柵口温泉権現荘として、地域福祉向上と振興、都市の交流、そして地域の雇用と存続を目的に運営されてきた施設であります。民間の福祉施設、ひすいの湯に年間4,000万からの補助をし、累計6億を超える補助をしてきたことを考えたとき、柵口温泉権現荘の目的に照らし合わせれば、毎年、民間福祉施設の半額程度を繰り入れてもおかしくない施設と言えます。

その上で、柵口地区及び西飛山地区の集落は、現在もなお存続していることを考えると、当初の目的が達成されており、柵口温泉権現荘の建設意義があったものと言わざるを得ません。経営面に目を向けると、一時的に黒字となったことが逆にあだとなった感はありますが、赤字を出してもよいというものではありません。

しかし、行政が運営する施設として柵口温泉郷との共存共栄が目的であり、大幅な黒字を出してもいけない施設でもあります。赤字の柵口温泉権現荘の経営を立て直すために鳴り物入りで雇用した小林支配人は、客室の無断使用を初め労務管理、収支管理など支配人としての資質・能力ともに疑問が残り、不十分であったことは否定できないと思います。

そこで、本議案の市長、副市長の減給処分は、小林支配人の雇用責任と全般的な施設管理、人事管理、総務管理などの監督責任に対する処分ではありますが、私は1カ月20%の減給は、非常に重いものと考えます。

よって、私は本条例の一部改正に賛成するものであります。

以上です。

議長(倉又 稔君)

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番(新保峰孝君)

日本共産党の新保峰孝です。

議案第76号、105号、92号について、反対討論いたします。

まず、議案第76号、平成27年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

柵口温泉権現荘は、1998年、平成10年の宿泊客、2万5,860人をピークに減り続け、平成27年度には、1万17人と最盛時の39%になっております。平成25、26年に約4億円をかける大改修に取り組み、昨年8月にリニューアルオープンしました。その際、温泉センターが廃止されております。温泉センターは、言ってみれば市民浴場と言ってもよいものではないかと思えます。健康づくりにも役立っている公的な性格が強いものであります。それを廃止し、市が経営する旅館である権現荘を客室30室、定員100名としてリニューアルしたというものであります。

小林支配人が就任した7年間で1億円を超える赤字を出している問題で、食材料費の割合が高過ぎることが議論され、支配人のサービスと言われることが明らかになりました。支配人が日本酒、ワイン、刺身やフルーツ盛り合わせ等、明らかになっているだけでも数百円から2万円の間でお客様にサービスしていた問題、平成27年度柵口温泉事業特別会計決算のどこにも記載されておられません。部長も能生事務所長も知らなかった。ことしの3月に知ったということですが、支配人の裁量権に入るものだから問題ないとの答弁であります。食材管理は支配人の権限、食材をサービスしており、公会計は現金主義だからサービスは記載しなくてよいという答弁でございました。これら支配人がサービスした日本酒、ワイン、刺身やフルーツ盛り合わせ等は、食材の仕入れ代として代金は支払われていたはずであります。市直営ですから税金と同じであります。日本酒、ワイン、刺身やフルーツ盛り合わせ等は、どこへ行ったんでしょうか。決算書歳出のどこにもないではないですか。支配人がみずからの判断で行ったというサービスは、果たしてどれだけあったのか。使った本人の記憶に頼るしかない税金の使い方が許されるのか。それも決算書に載せないでよいとはどういうことか。これが糸魚川市の物品管理の現状ですか。はっきりしているのは、権現荘の食材費は高い数値で推移しているということでありまして。食材費に疑惑の目が向けられるのは、当然であります。何より問題なのは、市民の莫大な税金が投入されている権現荘の会計に計上しなくてよいお金があるということでありまして。考えられません。こんなことが許せるはずがありません。

平成24年4月に協定を結び、翌年3月に新工場建設断念となった株式会社クリエートワンフーズの新工場建設中止問題、用地購入等で2億円弱の市費が投入されました。市民の税金であります。特例で市が土地を買って整備し、貸し付けるやり方がとられましたが、土地を買えないということは、経営が厳しいのではないかと、経営状況はどうなんだという質問に、会社の内部問題だからとまともに答えませんでした。疑問を感じながらも50人の雇用に惑わされて、私も補正予算に賛成してしまいました。反省しております。

この問題は、雇用や誘客に惑わされて、やることをやらないと市民に大変な迷惑をかけてしまうということを教えていると思えます。

不祥事が続く中、平成26年12月に不祥事防止のための行動指針やチェックリストがつけられました。権現荘問題では、これらが全く生かされていない実態が明らかになったと思えます。支配人が特別室で寝泊まりしていた問題であります。支配人は、夏は月20日以上、宿泊客の少ないときは月10日から十数日、特別室に泊まっていたと答弁しております。災害等の誘導のためなどと言っておりますが、そうであればお客さん相手に酒など飲めないはずであります。特別室は、1泊食事なし料金5,000円プラス加算使用料5,100円、計1万100円です。食事料金は、これに加算されます。

権現荘の板長さんの場合、以前、まだ住むところが決まっていなかったとき、古い本館に泊まってい

た。宿泊料として月2万円払っていたということであります。

この件の質問には、支配人は自主的に泊まっていた。すぐ対応できるようにしていた。はっきり認識したのは、3月、業務として泊まっていたので問題ないとの答弁であります。出入りの業者に権現荘の仕事を手伝ってもらい、一緒に賄いの食事を半分ずつ食べ、321号室と一緒に泊まっていたということを支配人が認めました。

権現荘条例も不祥事防止のための行動指針も無視した行為であります。現在、宿直はシルバー人材センターに頼んでおります。本当に宿直が複数必要だと考えていたのなら、リニューアルの際、複数泊まれるようにしておくべきだったのではありませんか。そのときは考えていなかったということであります。宿直業務は、何もしてはならない、酒を飲んではいけないということですか。こういうことを考えていなかったではありませんか。

ブラック企業並みの残業の問題、労働基準監督署が信じられないというほどの残業時間、平成27年度1,000時間を超える残業をした職員が3名、最多が1,579時間、次に1,238時間、1,001時間と続きます。権現荘のリニューアルということもあつたでしょうが、ブラック企業並みです。労働基準監督署の是正勧告が出されました。健康面も含め、残業のあり方をきちんと検証する必要がありますが、このようなことが許せるはずがございません。

そのほかにもカード・現金入りの忘れ物のバッグを6カ月以上放置していた問題もあります。遺失物法違反になりかねません。市営旅館としての信用が問われる問題であります。私は、市が旅館経営をやっているような時代ではないと思いますが、それ以前に余りにも権現荘の経営がひど過ぎると考えます。このような決算認定には反対であります。

次に、議案第105号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容は、権現荘問題で市長と副市長の給与を10月、1カ月20%減額するものであります。副市長は3月に10%、1カ月減額となっております。市長は、全ての責任は私にあると言われております。それでは、その責任の内容が十分解明されたでしょうか。これまでに明らかになっている権現荘の1億円を超える赤字と管理運営に対する責任に限って考えても不十分ではないかと考えます。

いま一つは、まだ解明が不十分な管理運営上の問題があると思います。これまで不祥事等、大きな問題が幾つもありました。故障続きの清掃センター引き取りの問題は、現在も尾を引いております。同じく清掃センターの水銀の問題も大きな問題となって現在も続いております。先ほども言いましたけれども、株式会社クリエートワンフーズの新工場建設中止問題では、会社の経営状況をしっかり把握することをしなかった。これは現在も後遺症が残っております。糸魚川市立糸魚川東中学校、糸魚川市立糸魚川中学校の給食不正経理で1,500万円横領、能生学校給食センターの不正経理で1,000万円横領、民間保育園の横領事件も発覚しました。不祥事防止のための行動指針やチェックリストがつけられましたが、権現荘問題でこれらが活かされておられません。明らかになったことで判断しても今回の減給では足りない。同時にまだ解明すべきことがあると考えますので、本案に反対するものであります。

議案第92号、第2次糸魚川市総合計画基本構想の策定についてであります。平成29年度を初年度とし、平成35年度を目標年度とする7年間の計画としております。まちづくりの目標として、平成35年の推計人口を4万83人、目標人口4万900人とのことであります。

生産年齢人口は、2万69人の推計に対して、目標2万500人としております。人口問題は、基本的に国の責任が主になりますが、地方自治体の努力も必要であります。その際、糸魚川市は、1次産業の落ち込みが激しく、農業の衰退が中山間地の地域維持に大きな影響を及ぼすものと考えます。

就業構造においては、平成35年の就業人口推計値を1万9,993人、1次・2次・3次産業の割合を3.0%、37.7%、59.3%としております。一番落ち込んでいる1次産業にもっと力を入れるべきではないかと思えます。同時に2次産業、中でも製造業は根幹だと思えますので、思い切った施策を取り入れる必要があると思えますが、基本構想と同時に出されている基本計画を見てもこれまでの延長のように思えてなりません。

産業振興を条例化する。中小企業振興条例を制定する。また企業支援を抜本的に強化する。こういうことが必要と考えます。町で農業研修センターを設置している久万高原町のような例もあります。漁業関連で海洋高校が行っているような取り組みを市が研究施設を設置し、行うことも可能であります。人口減少が進む中で、抜本的産業振興の強化という面で糸魚川市の置かれている現状を考えると、第3章、産業分野の取り組みでは、推進する基盤づくりの面で十分ではないと考えます。3の本市を取り巻く社会経済状況の国・地方自治体を通じた厳しい財政状況と地方分権の推進の中で、税と社会保障の一体的な制度改革等が必要だとあります。これは社会保障削減の別な表現であります。

4のまちづくりの主要課題での地域医療体制では、市民が安心して暮らせるためには、家族や地域による支え合いや助け合いを基本として、保険や医療、福祉が連携した地域医療体制と在宅での介護サービスが必要だとあります。家族や地域による支え合いや助け合いは、当然、行われていることではありますが、地域医療体制は公が基本であります。家族や地域に責任を転嫁しているように思えます。3と4では、市政の視点が少しずれている面があるのではないかと思います。

6の総合計画推進に向けた行財政運営ですが、適正な受益者負担ということで、使用料等の見直しを添えますとあります。内閣府が、5月18日に発表した実質賃金は、5年連続マイナスとのことあります。どのような内容かによりますが、安易な値上げには賛成できないものであります。

また、民間委託、民営化などへの移行を積極的に進めるとありますが、権現荘問題、保育園問題に見られるように官でやるべきこと、民でやるべきことの区分けがしっかりしていないように思います。行政の透明化も実態は不透明な部分があります。基本的な構想に載せるのであれば、きちんとする必要がありますが、権現荘問題に見られるように残念ながらそういう行政になっていないと言わざるを得ないものであります。一貫した子育て支援策など、評価する点がありますが、産業振興や市民が安心して暮らせるまちづくり、行政の透明化、近年、連続して起こっている不祥事からの教訓を生かすという点では十分とは言えず、賛成できないものであります。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

次に、松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

議案第105号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

結論を申し上げる前に、権現荘について、これまでの経過と合併後の行政対応について少し申し上げたいと思います。

昭和61年1月に発生した柵口雪崩災害は、余りにも多くの生命と財産を奪う、まさに悲惨な災害であったことは、ご記憶のことと思います。当時は、その災害により地域がますます疲弊し、集落の維持さえ困難になると思われました。災害発生後、旧能生町としては、何とかして集落の維持、また住民に対する勇気づけと活気を取り戻すべく、当時の国・県等の支援のもと補助金を最大限活用し、福祉の向上と雇用の確保、また交流人口の拡大と産業振興を目的とて建設されたのが権現荘の始まりであり、設置目的であります。もちろん温泉旅館として存続していくには、余りにも多くの点で厳しい条件があることは、当時の行政も当然、把握しておりましたが、能生地域は産業基盤が脆弱であるだけに過疎を食いとめるべく、特に上南地域の核施設として雇用を確保し、地域振興を図るための施設として現在に至っております。そのような中、建設当時は、近隣に同様の施設もなく、またバブル経済のさなかでもあり、何とか黒字経営を維持し、平成12年には基金も約6,910万円まで積み立てることができました。

しかしながら、さまざまな理由により徐々に厳しい状況下に置かれ、合併後の平成21年には、ついに基金も底をつき、その後、赤字経営が続くこととなります。もちろん合併後の権現荘経営の不振は、早期に解決しなければならない問題として議会でも取り上げ、行政改革特別委員会を設置し、多くの課題を取り上げましたが、権現荘もそのうちの1つとして議論を重ねたところであります。初めは、赤字経営が著しい温泉センターを切り離し、民間譲渡も考えましたが、補助金の制約上、難しく、また、権現荘についても同様の理由のほかに老朽化の問題も重なりました。このような中、何とか権現荘経営を立て直すべく再生に向け動きだし、民間手法を取り入れた経営を行うとして小林支配人を採用したところであります。

しかしながら、民間手法を取り入れた経営をするといっても根本的な経営管理、あるいは労務管理は能生事務所が従来どおり管理し、民間登用された支配人の意見が果たしてどれだけ反映することができたかという点に甚だ疑問に思います。小林支配人が採用時、まず指摘した点は、立地条件が厳しい点に加え、施設の老朽化、また接客態度を初めとしたさまざまな旧態依然としたサービスにおける問題点であります。つまり、多くのハンデを抱えた中でのスタートであったと記憶しております。

したがって、民間手法を取り入れた経営をなかなかすることもできず、民間的営業方法だけをとらざるを得なかった点にも大きな問題があり、総務文教常任委員会でも指摘されましたが、能生事務所の管理・監督責任は、まことに大きいものがあると思います。

また一方では、施設整備にすぐ着手したくてもできない理由、つまり行政側としては、合併時の新市建設計画、あるいは学校を初めとした公共施設の耐震補強など、権現荘を施設改修す

る以前に、どうしてもやらなければならない施設整備の優先順位が既に決まっていたこともあり、そのため権現荘の改修作業がおくれる結果となったこともやむを得ない赤字経営の1つだと思います。

加えて、指定管理者制度への移行についても検討してはいたものの、行政側としては、初めてのことであり、情報不足も重なり、ちゅうちょせざるを得なかった点が多くあったものと思います。確かに小林支配人着任後の累積赤字、また能生事務所の管理監督責任については、まことに残念であり、問題であると思います。

また、指摘されている支配人の行動についても厳しい意見があるのも理解できます。

しかしながら、民間手法を取り入れた経営を行うとしても小林支配人の権限に制約があり、果たしてどこまで支配人の意見を聞き入れ、早期に反映することができたかという点、これまでの行政システムと当時の状況下では無理であり、まさに孤軍奮闘ではなかったかと思えます。

そのような状況の中で、赤字経営が続いた責任を支配人だけのせいにするのは、余りにも酷であり、能生事務所等の経営及び管理について十分なコミュニケーションが図られなかったことは、非常に残念であります。その意味で行政執行上の不手際、怠慢は、委員会でも指摘されたとおりであります。

しかし、行政側が改修前に約束したとおり、施設改修後1年が経過し、わずかではあるものの、それでも公会計上、黒字を確保することができた点、また今後に向けて半年後には、指定管理に移行するとの方針を打ち出したことは、当初計画よりも時間が経過したとはいえ、大きな前進であります。これら問題を解決するべく、体調を崩し、体を張って努力された織田副市長に改めて敬意を申し上げなければならないと思います。

市町合併時、議会行政改革特別委員会として、課題の1つであった権現荘問題がようやくここで解決の方向に向かうことができました。今後は、選定された企業が民間手法を発揮し、企業の発展はもちろん、雇用の確保と地域経済活性化のため、また、スキー場を初め近隣施設との連携を図りながら外国人観光客など交流人口の拡大に一層取り組むよう大いに期待したいと思います。

そのような意味で権現荘における行政側の管理・監督責任はあるものの、行政改革として一定の前進が図られたという点と織田副市長の努力にも感謝の意を込め、このたびの行政側の判断に賛成すべきであると考えます。

なお、今後に向け、最後に申し上げますが、これ以上このような議案を提出することのないよう、市長におかれましては、職員に対する徹底した指導と行政内部における管理・監督を行うとともに、この機会に多方面にわたり行政改革を積極的に推進するよう切にお願いし、私の賛成討論といたします。

議長（倉又 稔君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。〔20番 古畑浩一君登壇〕

20番（古畑浩一君）

討論に入る前に昼下がりの眠たい時期だと思いますけど、うつらうつら寝とる職員がいっぱいおるといことはどういうことですか。自分の所管じゃないから関係ないし、質問じゃないから答弁も来ないと思ってうつらうつら寝てるんじゃないですよ。問われとるのは権現荘の問題なんですけど、問われているのは行政全体の取り組みとその体制でしょ、人ごとじゃないんだよ、職員の皆さん。全部自分のことだと思ってしっかり聞いてくださいよ。

それでは、これより議案第76号、同第105号に対する反対討論を行います。

議案第76号、平成27年度系魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定に関する反対討論。権現荘の、この反対討論に入る前に、私の討論は権現荘の存在意義を問うているのではなくて、事業、予算執行の内容を問うものであるということをも最初に申し上げます。

柵口温泉権現荘事業をめぐることは、合併以来、赤字経営が続き、一向に改善されない経営収支をめぐり論議され、窮余の一策として経営の健全化を図るため、民間から支配人を登用しましたが、7年間で1億円もの累積赤字となり期待を大きく裏切る結果となりました。一般質問で申し上げましたが、やはり行政が直接やるべき事業ではないという結論から民間経営、指定管理へ移行すべきと議会側の要求に対し、4億円もの大型リニューアル後に指定管理に移行するとした方針を示したものの、予算案通過後に行政直営方式継続と急遽、方針を転換、2年間で4,000万円の経常利益を確約するものの初年度で2,700万円もの赤字を計上、黒字化への約束を果たせぬまま、またも市民の血税で補填するという最悪の結果であります。経営上の問題を調査する中で経営計画を策定するに当たり、何ら過去の会計上のデータを分析することもなく、全く根拠もない場当たりの数値によって予算計上をしてきた事実も発覚。

さらに、食材の原価計算、日計表や棚卸しなど基本的な経理を全くなされていない放漫経営の実態や年間1,500時間を超える時間外勤務により労働基準法で是正勧告を受けた労務管理など、いたずらに支出の増額を招き、市民の信用を失墜させた支配人の現場責任及び系魚川市直営施設として行政の監督責任問題が問われ、あわせて支配人の勝手な判断による特別室の無断での個人使用や独断での飲食の無料サービス、取引業者や友人との不適切な交際関係も明らかになったにもかかわらず、全く職務責任が問われないという事態は、隠蔽とすりかえ工作を組織的に行った異常と言わざるを得ない行為であります。

また、新たに新装オープンしたレストランにおいて、保存義務のある注文伝票を10カ月間にわたり廃棄してきた行為や宿泊客がなくしたと届け出のあった現金・貴重品入りのバッグを発見しながらも10カ月間にわたり失念、市議会議員の質問により明らかになったこの事件は、遺失物法に違反する行為であり、ともに不正につながる重大行為であり、管理体制、監督不行き届きも甚だしいものであり、大問題であります。

さらに、本年3月計上された補正予算2,752万円の説明において、リニューアル事業費574万円は、過疎債の起債対象からレストラン用の椅子やテーブル、浴室用ロッカーなどが外されたためとしておりますが、予算計上時の見込みが甘いものと言えるものであり、リニューアル工事においては、換気扇等の騒音により使用にたえないとする客室があるにもかかわらず、リニューアル対象から外し、支配人の宿直室がわりに勝手に使用していることは、目的外使用であり、客室稼働率低下を招く大きな要因となっており、なぜリニューアル時に改修していなかったのか、リニューアル工事そのものが無計画であったと断言するものであります。

管理運営事業、2,178万円では、管理責任がある能生事務所に対し、詳細な収支報告を行わない。逆に求めておらず、業績低下に気づくのがおくれたなどずさんな管理体制が明らかとなり、赤字経営となった理由も宿泊利用客が見込みより少なかったため赤字、日帰り入浴客が当初予定より大幅になったことにより、光熱水費がかさみ赤字など、利用客が少なくても多過ぎても赤字の原因となったとの説明には、どこに計画的な経営計画や収支改善が図られたのか疑問である。料理の原価率をかけ過ぎて赤字という説明に関しては、審議過程で明らかになった、市外業者から高額な食材を不透明なルートで納入、支配人の独断で知人の宿泊客に料理や酒を、過去50回ほど無料提供、友人・知人を無料で宿泊させたる行為など、誠心誠意、無駄を省き、原価率を抑える努力をしたとは言えません。これら背任とも言える行為を支配人の裁量権の範疇であるとする行政答弁は、公共の宿として著しく公平性を欠くものであり、正当化するなど言語道断であります。

内部監査における庁内委員会の報告でも有識者による調査委員会の報告においても不適切な経理・経営状況が指摘されており、ずさんな管理と放漫経営を続けた罪は重く、到底、認められるものではありません。2,700万円もの赤字を計上した平成27年度決算は、これまで類を見ないほどの不正行為の代償であり、市民の皆様の貴重な血税で補填することなど、到底、容認できるものではなく、予算を承認してきた議会責任も大きく問われるものであります。本事業の決算を認めることは、議会の監視・監督責任を問われることと等しく、行政不信のみならず議会に対する不信にもつながるものであります。市民の皆様の負託を得て議場に立つことを許された議員として、全会一致で断固反対することを強く要望して討論を終わります。

次に、議案第105号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に対する反対討論を行います。

米田市長は、月額報酬20%減、1カ月の減給処分で、経理監督、収支管理、労務管理、リスク管理など権現荘をめぐる責任問題に決着をつけたいとする考えであります。支配人の現場責任、能生事務所の管理責任、総務部の監督責任を含めて100%市長である自分の責任であると認めた以上、この程度の減給処分では納得できるものではありません。同時に、織田副市長も20%の減額をすとしておりますが、金額に換算すると、市長16万2,400円、副市長が12万4,800円となりますが、ずさんな管理による放漫経営を許し、1億円を超える累積赤字を貴重な血税で補填してきた責任としては、余りにも軽い処分であり、織田副市長は既に本年4月に10%減額しております。本議案と合わせると計30%の減額となり、最高責任者の市長より減額幅が大きくなることとなります。役職による責任配分から見ても到底納得できるものではありません。

また、次々と不祥事が明るみに出ている権現荘支配人や能生事務所長に対しては、新たな処分もなく、これも納得できるものではありません。小林支配人を9月末日で契約を打ち切ることも処分であるとしておりますが、議会・委員会では、具体的な懲罰規定による懲戒免職ではなく、あくまでもリニューアル後の経営上のノルマを達成できなかったことによる契約打ち切りとの答弁がなされており、矛盾が生じております。

さらに、一連の権現荘をめぐる議論で不透明な会計処理や取引業者との不適切な関係、条例違反の疑いが出てきた独断での特別室の目的外使用、労働基準監督法違反の責任、紛失事件の違法疑惑、巨額赤字の説明のつかない用途不明金問題など何ら明らかにされないままトカゲの

尻尾切りとも言える契約の打ち切りなど処分のうちに入るものではありません。市民の間からは、口封じのための解雇ではないかという疑問さえ寄せられております。こうした支配人の数々の不正行為を含め、責任をとると言うなら巨額赤字に至る経緯と原因を明確にし、背任・横領疑惑の審議をさらに調査追及し、明らかにすることが、行政の長としての責務ではありませんか。説明のつかない赤字額は使途不明金であり、使途不明金であるならば、その全額を返金するよう強く求めるものであり、月額20%減程度では済まないことを重ねて申し上げ、反対討論といたします。

議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

委員長報告によれば105号が先、76号がその後になるんで、私もそれに倣ってやります。

議案第105号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論です。

いま一つが、議案第76号、平成27年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、これも反対討論。

あともう一つありますが、それは改めてにしますが、別の項にしますが、議案第92号、第2次糸魚川市総合計画基本構想の策定について、以上であります。まず議案第105号、先ほど委員長の報告にもありました。また質疑もありましたけれども、賛否同数で、そして委員長の判断によるというところがありました。これは非常に、私こういう経験というのは、いまだかつて市の職員あるいは在野、議員、あるいは市長、そして今、かつてなかったような気がいたします。

それから、いま一つ、きょうの新潟日報でありましたけれども、先ほど古畑議員、取り上げましたけれども、まさに知事の責任というものが問われとる。私は中身まではわかりませんが、この程度でいいのかという論が、その底流にあったことは間違いない。この2つを、私、考えまするに、今出ている105号、非常に問題がある、私に言わせれば。

それから、今まで田原議員、保坂議員、古川議員、新保議員、古畑議員、それぞれが非常に思いを込めて、できれば流れに乗って、適当に流れとるほうが楽だと思っておりますけれども、そういうことなしに自分の熱情というものを出しておるわけです。これは大変、力が要ることだと、私は思います。流れに乗ったほうがいいんです。しかし、そうはいかん。そういうことでやっております。そして、私は各人の主張は、それぞれ非常に適正なものだと私は受けとめました。もちろん言い回しは、各人各様です。そこにはまさに議会基本条例、この議会基本条例を持ち出しますけれども、目指す議会、行政のあるべき形への熱情というものが根っこにはあると私は思います。市長、さらには関係職員の皆さん、そここのところを玩味・熟読いただきたい。

そこで、一つだけ気にかかること、一つといいましょうか、2つ、3つですけれどもあります。老婆心ならず、老翁心といいましょうか、言わせていただきます。

非常に出てくる言葉が地域振興だとか、雇用の確保だとか、あるいは観光のためにという言葉で

す。これ自体は、悪いことじゃない。

しかし、その陰に隠れて今いろんな方々が指摘した問題点というものが、何か見えにくくなってしまふ。今どこかで抽象的だ何だとかというやじがありましたけれども、決して抽象的じゃないんだ。これはこういうことを、我々が気をつけなきゃだめなんですよ。そう思ってやってんだ、一生懸命こっちは。今、話は途中で折れましたけれども。

そこで、もう一つちょっと心配なことがある。これは批判だけやっておっちゃだめじゃないかと、これから前へ進まなきゃだめじゃないかという、こういう論も私は聞きます。

それから、もう一つは、4億円もかけて、雑に4億円もかけてあれだけの建物をやったんだから、あれ生かさなだめじゃねえか、こういう論も聞かないではない。さっき私が言ったような、いわゆる観光のためだ、地域振興のためだ、そういうような殺し文句、錦の御旗と。さらには、今2つ申し上げた4億円もかけたんだから無駄にしちやいかんわねという言葉とか、あるいは批判だけじゃだめじゃねえかという、そういったいわば建前論的なもので、せっかくの熱意がうせてしまうようなことあっては、これからの行政のためには本当に失うものが大きいと思う。これだけの大きな問題、私さっきも言ったけれども、いろんな経験してきましたけれども、これだけの時間を割いてやったというの、私、初めてなんだ。だから、それを無にしてもらっちゃ困る。そういうことをまず言わせていただきます。

それから、もう一つ、あっちこっち飛びますけれども、我々が今取り上げております、取り組んでおります議会基本条例、この中ではしきりに出てくる言葉が、また後でも出てくるかしらんけれども、しつこく二元代表制の中で対等の立場で、緊張感を保ちながらとか、監視、分析、評価する、市長以下、行政をですよ。そういう二輪関係、二元関係というものは要ると言ってる。それから、またこれは前文の中、4条の中でまだ同じことを言ってます。まだ8条、後でまたもう一回しつこいようだけ言いますけど10条、こういうところでも盛んに言ってるんです。何もこれは議員だけがこれを決めるわけじゃない。行政も議員もあつての議会基本条例なんです。そういうことを言わせていただきます。

それからいま一つ、これは今、105号用に私が用意した原稿です。76号用に用意した原稿も重ねて言わせていただきますけれども、皆さん、思い起こしていただきたい。これ私、何回も言ってきた、今まで。当施設、この施設は、あるいはこの事業は、何のためのものなのか。これ私に言わせると、極めて曖昧、私はそう思うんです。もうけるためか、はたまた役所事務の、役所事務をばかにするわけじゃないけど、事務の処理だけで終わらせるのか。その辺がはっきりしてない。しっかりしてない。

一方で、単なる計数処理、単なる事務処理、時には、だからそういうところへ食の館構想だの、時には県外客誘致、こういうふれ込みが大手を振ってしまった。

さらに、民意とか民業との関係もそうです。基本的なものをしっかりさせないまま、あるいは第3セクター、指定管理者制度というものが登場する。論じられる。はては、突然、具体的に出てくる。同じことを繰り返しますけれども、民間参入の動き、これ苦い思いしたんです。それから、施設統合への動き、これも民サイドでは、非常に不安、文句出た。いわば市側では、いや民の説明もあったとか、やってますということをしきりに言っておったけれども、底流ではそうじゃない。住民サイドの声、対応、いわゆる市民の、あるいは住民との広報広聴のやりとりの動き、これ何も権

現荘だけじゃありません。桂の土地の問題だって、あれだけ、これは乗っていった議員も確かにある意味では、自省せんきゃならない。けれども、非常に立派なかけ言葉の中で乗っていった。だったらそういう事例が今まで繰り返されてきたんだからお互いに反省し合おうじゃないですか。そのことを私は提唱させていただきます。今、今回は105号並びに76号に対する反対討論ということで、ここではこれは示させてもらいます。

92号、第2次糸魚川市総合計画基本構想の策定について、これも反対討論ですが、今、取り上げた、まさに皆さんが取り上げ続けてきたこの権現荘問題、あるいはこれまでずっと私も、それからいろんな方が取り上げた桂の工場用地関係、こういったものの課題、あるいは問題点、ある意味ではそのままにジオパークの偏重・偏在、これも私は取り上げてきました、事務所の問題や何かを取り上げてきた。細かいと言われるかもしれん。大事なところはジオパークの問題、この偏重・偏在、そういったものが大手を振って歩いちゃ、私はだめなんじゃないかということ言わせてもらってきました。このことは、本案に連なる、これは基本構想とあります。これに連なるものが基本計画あります。あの基本計画なんか見てびっくりしたのは、ジオパークの連発じゃないか。それでいいんでしょうか。片一方でこういう権現荘、その他の問題をやっておいて、片一方でジオパーク様様でしょ。そこら辺も合わせて考えていただきたい。

よって、この92号についての反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

+

午後2時34分 休憩

午後2時34分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

以上で、通告による討論は終わりました。

議長（倉又 稔君）

それでは、これより議案第76号、平成27年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第77号、平成27年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第78号、平成27年度糸魚川市学校給食特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第79号、平成27年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第89号、糸魚川市能生マリンホール条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第90号、糸魚川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び糸魚川市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第91号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第92号、第2次糸魚川市総合計画基本構想の策定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第105号、糸魚川市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第106号、新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、この際、議事の都合により発議第3号及び同第4号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより、発議第3号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第4号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、陳情第4号、「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

次の日程に入る前に暫時休憩をします。

再開を2時55分といたします。

午後2時43分 休憩

午後2時55分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 6 . 議案第 8 0 号から同第 8 4 号まで及び同第 9 3 号から同第 1 0 1 号まで

議長（倉又 稔君）

日程第 6、議案第 8 0 号から同第 8 4 号まで及び同第 9 3 号から同第 1 0 1 号までを一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

建設産業常任委員会に付託となりました本案について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案認定及び可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第 8 0 号、平成 2 7 年度系魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員から、地方公営企業法がどう変わるかとの質疑に、端的には単式簿記で歳入歳出を見ている今現在の特別会計の方式から複式簿記で管理する会計単位になる。貸借対照表をつくり、企業が持っている資産の状況やそれに対する財源の状況がわかるようになるとの答弁がありました。

議案第 8 4 号、平成 2 7 年度系魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分については、委員から、ガス事業においても利用者数、利用戸数が減り、利用量も減ってきている。今後、建設改良工事がふえる見通しの中で健全経営を心がけてもらいたい、考え方はどうか。人件費、設備費も含め、どうすれば支出を抑えていけるか示すべきだと思うがどうかとの質疑に、総務省のほうから経営戦略という形で施設の更新計画も含めた見通しをつくるよう指導が入っているので、取りかかっているところだと思っている。その前に、29年4月1日からガスのシステム改革で、小売りと導管事業の部門が分離される。4月1日から料金改定を含めた形で考えているが、その料金改定については、今後3年間の見通しを見る中で小売料金を決めるよう作業を進めている。住民への説明も必要であるので、12月議会に条例提案をする作業中であるとの答弁がありました。

委員からは、急激な値上げは避け、市民感情を逆なでしないよう対応してもらいたいとの意見がありました。

議案第 9 3 号、系魚川市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、委員から、今までの定数で、集落あるいは地域の中で農業委員がいたところがいなくなるところも出てくるので、その辺のケアが必要でないか、農政部会では理解されているかもしれないが、実施に向けて考えがあるかとの質疑に、農業委員の定数は大幅削減のイメージがあるが、最適化推進委員の定数で18ふえるようになる。農業委員会の委員としては合計で今までの30人

から37人にふえるようになる。なおかつ農業委員と推進委員で同じ担当区域を持つ形にしたいと思っているので、1つの区域に2人ずつ委員がいる形になる。今までより担当区域はふえるが、委員の数はふえるので、今まで以上のきめ細かい農業委員会活動ができるのではないかと考えているとの答弁がありました。

議案第97号、財産の交換については、委員から、鉄道・運輸機構側が不利益を承知して交換する理由は何か、交換をせず固定資産税が入るほうが得とすることはないか、町なかには利便性の高い用地もあるが、今後、使用する計画はあるかとの質疑に、鉄道・運輸機構は、新幹線の事業用地よりも多く土地を取得しているが、新幹線用地についてはきちんとした上でJRに引き継がなければならない、それ以外の土地を持ってはならないという規定がある。そうした関係から市に受け取ってほしいという要請である。

交換した土地の利用については、たくさんの土地があるので、ケース・バイ・ケースだが、市として公共用に使えるものは使っていきたい。使えないものについては、最終的には隣接者等に売却したりしてお金にかえるというのもあるとの答弁がありました。

また委員から、交換した後に転売や利活用するまでのあき時間があると維持管理もしなければならぬが、その管理はどうするのか、さらに、土地交換の登記は市がやるのか、鉄道・運輸機構がやるのかとの質疑に、差し当たって必要になるのが雑草対策だと思うが、鉄道・運輸機構のほうに防草シートを敷いたり、または隣接の土地については舗装するなり、市の負担が軽くなるようお願いして施工してもらってある。土地の登記については、鉄道・運輸機構が全て費用を持つことになっている。法定外公共物は無地番であるので、その地番を起こすことから始まり、分筆、所有権移転を鉄道・運輸機構がすることになっているとの答弁がありました。

このほかにも質疑や意見、要望がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第93号、糸魚川市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、議案第94号、糸魚川市農業委員候補者選考委員会条例の制定について、反対討論を行

います。

昨年の国会で農協改革関連法の一環として、農業委員会等に関する法律の改正が成立し、ことし4月から施行されました。

変えられた主な点の1つは、第1条の法の目的から、農民の地位の向上が削除されたことでもあります。

2つ目は、第4条の農業委員の選出方法を公選制から市町村長による任命制に変えたことでもあります。構成委員とは別に、農協、農業共済組合、土地改良区の代表や議会から選任される委員も一定数いましたが、この制度もなくなり、農業委員は市町村長の任命委員に1本化されました。

3つ目は、第6条の農業委員会の所掌事務から農業及び農民に関する事項についての意見の公表、他の行政庁への建議等を削除したことであります。これにかわって改正法38条で、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出が新設され、農地利用の最適化を推進する上で必要な場合には、関連施策の改善について、意見を提出しなければならないとされ、提出を受けた行政機関は、その意見を考慮しなければならないとされました。

また今回、これまで任意業務とされてきた農地等の利用の最適化の推進、つまり農地の集積や耕作放棄地の解消などの事務が必須業務とされ、新たな柱として農業委員とは別に農地利用最適化推進委員の制度が導入されました。

このように今回の改正は、法律の目的から農民の地位の向上を削除し、委員の公選制を廃止し、意見の公表、建議を業務から削除するなど、制度の根幹を変質させる内容となっております。農業委員会法改正は、農業協同組合法や農地法の改正と一体で進められてまいりました。これらは、農業と農村の現実から出発したのではなく、規制改革を求める財界の主張を取り込んで出されたものであります。同時にこれまでの家族農業中心の日本の戦後農政を覆し、TPP受け入れを前提とした国内体制づくりの面も持ちます。そこに貫かれているのは、企業が世界で一番活動しやすい国づくりであります。糸魚川市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例では、農業委員は30人から19人に、農地利用最適化推進委員は18人となります。農業委員のこれまでの業務のうち、農地移動・転用の許可等の合議体としての決定行為は残し、地域における現場活動は農地利用最適化推進委員が担うこととなります。また、農業委員の半分以上は認定農業者となります。

このような農民の地位の向上を削除、委員の公選制を廃止、意見の公表、建議を業務から削除するなど農家の立場から見れば制度の根幹を変質させ、後退させる内容を持つものであります。

このような点から、93号、94号には、反対であります。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第80号、平成27年度糸魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 8 1 号、平成 2 7 年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 8 2 号、平成 2 7 年度糸魚川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 8 3 号、平成 2 7 年度糸魚川市水道事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第 8 4 号、平成 2 7 年度糸魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第 9 3 号、糸魚川市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第94号、糸魚川市農業委員候補者選考委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第95号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第96号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第97号、財産の交換についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第98号、財産の交換についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第99号、契約の締結について（青海浄化センター水処理施設改築（機械）工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第100号、契約の締結について（青海浄化センター水処理施設改築（電気）工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第101号、変更契約の締結について（青海浄化センター水処理施設改築（土木）工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

日程第7．議案第85号から同第88号まで、同第103号及び同第104号

+

議長（倉又 稔君）

日程第7、議案第85号から同第88号まで、同第103号及び同第104号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2番 笠原幸江君登壇〕

2番（笠原幸江君）

市民厚生常任委員会に付託となりました本案について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案認定及び可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第87号、平成27年度系魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員より、系魚川の後期高齢者医療の現状と課題について質疑があり、後期高齢者医療は、通常は年金プラスその他の収入に対して税額が決まる制度であるが、家族の方、特に世帯主の収入がある

場合については限度額などが変わってくるため軽減を受けられない方が出てきているというのが現実である。

また、納付がなかった場合は、督促状を出す前に手紙なり電話通知をしているが、そういった中で対応について相談し、いろいろなケースに対応していきたいと思っているとの答弁がありました。

なお、後期高齢者医療事業の抜本的な是正・見直しが必要であるとする反対意見があり、起立採決の結果、認定することに決しました。

議案第 88 号、平成 27 年度系魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員より、転倒骨折予防教室と運動器症候群予防教室は、年度ごとに振り返って制度的な改善、それから現場の対応の改善が必要と思うが、どのように考えているかとの質疑に対して、転倒骨折予防教室は、通称、ころばん塾と呼んでおり、対象者は二次予防高齢者で、基本的にはレクリエーション等を交えながら運動器の向上を図る体操を実施している。年に 2 回、参加者の運動器の向上ぐあいの評価を行い、事業の成果を確認している。

パワーリハビリは、対象とする方は二次予防高齢者としているが、ころばん塾と違い、筋力アップのトレーニング機器を用いた運動となっており、こちらも年に 2 回の評価を行い、事業の成果を確認するというような事業となっているとの答弁がありました。

議案第 104 号、平成 28 年度系魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、委員より、介護保険全体で委員会に係る経費について、どれだけの出費をしているのか。介護保険を見直しをするたびに保険料が上がっている。幾つの委員会があってどれくらい固定費をかけているのか確認したいが、いかがかとの質疑に対して、介護認定審査会を毎週火曜日、金曜日にそれぞれ 2 班体制で行っているところである。年額約 1,100 万円程度の金額になっている。その他の委員会等についても精査して、後日、報告したいとの答弁がありました。

その他の議案についても、活発な質疑がありましたが、異議なく認定及び可決することに決しました。

以上で、市民厚生常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16 番 新保峰孝君登壇〕

16 番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第 85 号、平成 27 年度系魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

国民健康保険税を 2 段階に分けて値上げするうちの 1 回目の値上げを行った決算であります。平成 25 年度決算と比較すると、1 人当たり 40.6% の増ということで執行されたわけであります。低所得者に対する軽減税率適用後の数値は、これより下がりますが、市民にとってかなりの負担増となっております。

人口が減り続け、高齢化が進んでいる中では、健康づくりの体制強化を図り、病気の早期発見、早期治療と長期的計画のもとに健康寿命を延ばすことが必要であります。根本的には、国の負担割合を 2 分の 1 に戻さなければ人口減少が進む地域ほど重い負担を背負うことにならざるを得ません。人口問題は、国の責任であり、地方の努力だけで解決できる問題ではありません。

このような国の責任で地域間の差を是正することと同時に市独自の努力として健康づくりを通しての健康寿命を延ばすことによる医療費の削減を図ることが必要であります。健診受診率の引き上げ等さまざまな努力をされておりますが、十分とは言いがたいものであります。市民に対するさまざまな負担がふえ、実質所得が減る中での負担増であります。

このような中での大幅値上げには反対でありますので、本案の認定に反対するものであります。以上であります。

議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15 番 吉岡静夫君登壇〕

15 番（吉岡静夫君）

議案第 87 号、平成 27 年度系魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論をさせていただきます。

このことにつきましては、たしか六、七年前に政権交代などいろいろありましたけれども、抜本的是正、見直し、こういったことがうたわれたんですけども、小修正はともかくとして、そのままであります。

以上、私はそういった意味で、決算認定、反対討論とさせていただきます。

議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 85 号、平成 27 年度系魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第86号、平成27年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第87号、平成27年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第88号、平成27年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第103号、平成28年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第104号、平成28年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 8 . 議案第 1 0 2 号及び同第 1 0 7 号

議長（倉又 稔君）

日程第 8、議案第 1 0 2 号及び同第 1 0 7 号を一括議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

本定例会初日の8月29日に提案された議案第102号、平成28年度系魚川市一般会計補正予算（第3号）、及び9月6日に追加提案となりました議案第107号、平成28年度系魚川市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきまして、審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第102号、平成28年度系魚川市一般会計補正予算（第3号）における、こども課・子ども教育課関係部分では、教育振興施策費において、委員より、学級数増による教師の教科書購入費ということだが、学級増の現状はどうか。教員数の不足はないのかという質疑に対し、能生小学校1年生が33名になり、新潟県は小学校新2年生については、32人以下学級を行っているので2学級となった。田沢小学校3年生が41名となって2学級となったので、県の教育委員会に増員を要請して対応したと答弁がありました。

消防本部関係部分では、消防団サポート事業、消防団員加入促進イベント業務委託において、委員より、国の事業だが、何年か継続するのか。系魚川市が選ばれたと言うが、県内他市町村の応募状況はいかがかという指摘質疑に対し、昨年度から新設された制度で、提案募集により選定された。いつまで継続されるかは不明である。県内の市町村では系魚川市だけが応募し、ほかに新潟県も応募して事業を実施すると聞いている。消防団の歴史は長く、各地域・集落とのかかわりも強く一定ではない。団員の確保が大切と捉えて実態を調査して対応していきたいと答弁がありました。

議案第107号、平成28年度系魚川市一般会計補正予算（第4号）は、特に質疑なく可決されております。

ほかにも若干の質疑がありましたが、省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

建設産業常任委員会に付託となりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第102号の一般会計補正予算（第3号）について、商工農林水産課関係では、漁港管理費297万円の増額については、廃止される能生弁天岩の灯台を海上保安庁から譲り受けるための費用であります。購入後の維持管理はどれくらいかかるのか、また、恋する灯台として県内で唯一選ばれたが、どう活用していくのかとの質疑があり、太陽光発電のため電気代はかからず、3年から5年ごとのバッテリー交換に5万円程度かかる。基本的には交流観光が海の魅力アップ等も含めながら魅力づくりをしていく。定住促進課にもそのような話はしている。商工農林水産課においては、今年度、農業体験による婚活事業を予定しており、10月1日、2日に関東方面から15名の女性がみえて、イベントを通しながら市内の独身男性と婚活を進めるが、そのコースの中に、この恋する灯台を入れて活用することを考えているとの答弁がありました。

また、ビジネスチャレンジ支援事業の関係では、北海道の十勝がチャレンジ支援事業を実施し、全国からチャレンジできる人を集め支援を行っている。糸魚川でもチャレンジできるような体制づくりが必要ではないか、新幹線開業も含め、チャンスだと思う。起業できる体制を絡めてやっていく考えはないかとの質疑に、移住・定住ということを見ると、1次産業だけに携わって定住していくのは難しいところがある。他県で移住・定住が進んでいる皆さんの仕事の糧、量、種類を見ると、小さな仕事を幾つも抱えて収入を得ているケースが多々あると聞いている。そうすると、農業をやりながらでも町うちの空き店舗で喫茶店や居酒屋をやりながらという組み合わせも考えられるので、これは地方創生における重要なポイントだと思うし、地方創生の大きなポイントの、行政の縦割りの弊害をなくし横の連携をとって事業展開し、なおかつ産官学金労言で皆さんの意見を聞きながら取り組むということからいうと、役所の中でも横断的に他課と連携し総力を挙げて事業展開していく必要があるかと思う。このビジネスチャレンジの事業進捗を庁内で情報提供しながら新たな事業展開ができるように検討したいと答弁がありました。

次に、議案第107号、一般会計補正予算（第4号）は、台風9号による豪雨災害被災地（主に今井・小滝・根知地区）を視察した後に審査いたしております。

交流観光課関係の根知シーサイドバレースキー場については、大きく9カ所の被災箇所がありましたが、10月までに工事を終了し、今シーズンの営業に支障がないようにしたいということでありました。

ただし、ポールバーン・エンジョイコースについては、工事を行い整地等はしても上のところから急に落ちる形になり、進入が危ないため滑走不可とするよう考えているとのことでありました。

商工農林水産課の関係では、特に林道岡倉谷線の被災状況は、今まで見たことないような道路のえぐられ方でありましたが、今後の工程については、災害査定が、林道は11月第1週、農地は

10月24日の週で調整されており、予定としては年内に工事契約を行い、雪消えから工事にかかるということであり、ただ、何カ所も被災しており、工期は来年の秋ぐらいまでかかるということでありました。

委員から抜本的な対策工事の必要性も指摘されましたが、災害復旧は、原形復旧が基本で改良はできないということで、ただ、再度災害を防止するという方法は査定へ持っていけるので、現地調査の後、県と工法協議を行い、どこまで、再度災害防止の工事ができるか協議して査定を受けていくということでありました。

そのほかにも質疑等はありませんでしたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議案第102号及び同第107号の建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2番 笠原幸江君登壇〕

2番（笠原幸江君）

市民厚生常任委員会に付託となりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第102号、平成28年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）について、福祉事務所関係部分では、シルエットの見守りセンサーという機械は、どのくらいの台数を導入するのか。また使うことによるメリットはどうか。今後どのくらい用意するのか、といった質疑に対して、今回、導入するのは国のモデル事業であり、株式会社リボーンのほうで4台の機械をつけたいという申請があった。ほかの事業所へ波及効果も見込んで、モデルとなる先導的な事業者に対して補助するというもので、今後、ほかの事業所にそういった情報が伝わるよう見学会などを開いて状況を伝えていく。今までのセンサーだと、シーツの下に敷いて、ベッドを離れると警報音が鳴るというものだったが、姿が見えないため、本人の様子を必ずその部屋まで確認しに行かなければならなかったが、今回のセンサーは、対象者のシルエットを映すことによって、その人がどういう状態にあるのかモニターで確認できるため、特に夜間、人手の少ない時に効率的に見守りができるという効果があるとの答弁がありました。

次に、健康増進課の関係部分では、4款1項5目の診療所開設等支援事業において、委員より、新設のわかば内科クリニックでは、どういう医療機器があって、どういう診察ができるのか。消化器内科でもいろいろあるが、どの程度の診察ができるのかとの質疑に対して、一般内科と消化器の内科が専門であり、開業される先生は、今、糸魚川市総合病院で胃カメラが専門とお聞きしている。経過を見て訪問診療、往診も考えている。診療機器は本市としては1,000万の機器補助である。ほかの機器については、詳しい情報について、今後、先生から聞きたいと思っているといった答弁がありました。

このほかにも質疑等はありませんでしたが、報告は割愛します。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原議員。

13番（田原 実君）

よろしくをお願いします。

ただいまご報告いただいた中で、建設産業常任委員会の委員長から出ました能生の弁天岩灯台が、恋する灯台に認定をされて、それを今後どのように活用していくかというようなお話がございましたので、それについて伺いたいと思います。

交流観光課や幾つかの課が、これらの活用にかかわっていくということでございましたが、どこ
の部署がまとめていくのかというような話は委員会の中では、論議あったんでしょうか。

議長（倉又 稔君）

大滝建設産業常任委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

建設産業常任委員会では、どこの課ということに関しましては、今後、その課を該当する課がある
ろうかと思いましたが、今後、検討して連携を深めていくという答弁をいただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原議員。

13番（田原 実君）

私も一般質問で、このことを取り上げたので、少し伺いたいということなんですけども、恋する
灯台に認定をされたことが、糸魚川の交流人口をふやしたり、あるいは婚活に活用していくとい
うことで非常に期待がされていると。それで、私の一般質問に対して渡辺交流観光課長が、認定をし
た組織としては、現地でワークショップを行っていくというような話がありました。私の一般質問
への答弁としてあったんですね。とにかくこのチャンスを捉まえてスピーディーにこの活用を進め
ていっていただきたいと思うんですけども、やはり行政が進めていくとなるとどのような効果を出
していくかということが非常に大事になってくと思うんですけども、委員長として、これからの委
員会をどのように進めていかれるかということを伺いたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

お答えをいたします。

答えになるかどうか、ちょっと問題がありますけども、今のこの灯台を、能生の灯台を商工農林
水産課で受けながら、それを今後、維持して管理していくというお話の中での話でございましたの

で、その後の話も今後は、課題の中でいろんな形で、まず担当課同士協議されていくのではなからうかなと思っております。あくまでも商工農林水産課の中での話でございますので、その辺ご理解いただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原議員。

13番（田原 実君）

繰り返すようですが、このチャンスを生かすように各課連携をしっかりと進めていただきたいし、委員長のほうからもご指導いただきたいということです。よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

ありがとうございます。

委員会としても少しでもこういうものを利用しながらいい結果が出るような形で努力してまいりたいと思っておりますので、何とぞまたよろしく願いしたいと思っております。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第102号、平成28年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第107号、平成28年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9．諮問第3号

議長（倉又 稔君）

日程第9、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております伊藤清正さんの任期が、平成28年12月31日で満了することから、再度、推薦をさせていただきたく議会のご意見をお伺いしたいものであります。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することに決しました。

日程第10、発議第2号

議長（倉又 稔君）

日程第10、発議第2号、糸魚川市議会基本条例の制定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

発議第2号、糸魚川市議会基本条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

平成20年より当時の議会運営委員会が議会基本条例制定に取り組んで以来、15カ所の先進地視察を行いました。その間、研修で確認できたことは、議会基本条例を制定したことにより幾つかの課題、また議会報告会における共通の問題点など検討すべき事項が浮き彫りになりました。それらを参考にした上で開かれた議会を目指し、糸魚川市議会としてどのような議会基本条例にするか、議員全員の意見ができる限り条例に反映できるよう全員協議会、あるいは議会運営委員会を通して慎重に協議してまいりました。

申し上げるまでもなく地方自治体は、みずからの判断と責任のもと自主・自立性を保持し、地域住民の実情に合った行政運営を行う必要があります。地方議会の果たすべき役割は、今まで以上に重要性を増してきています。

また、市長と議会議員は、市民の選挙で選ばれる二元代表制の中で互いの権限を尊重し、対等の対場で緊張感を保ちつつ、活発で質の高い議案審議を通じて市民の多様な意見が的確に反映できるよう開かれた議会にしていかなければならないと思います。

加えて、議員は、議会が決定した政策の執行において、行財政運営を初め事務事業が適法・適正に行われているか、あるいは公平・効率的かつ民主的に実行されているかを常に監視し、分析及び評価しなければなりません。そのためにも今まで以上に自己研さんを図るとともに資質の向上に努めなければならぬと考えます。

そのような役割を果たすため、また市民の負託に真摯に応える意味でも議会及び議員の活動原則を初め議会の最高規範として、このたび糸魚川市議会基本条例を制定したいと思います。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしく願いいたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡静夫議員。

15番（吉岡静夫君）

3つほど聞かせてください。

第6章13条、政務活動費の活用及び公開、この辺ですが、1つは。私は、政務活動費はもらっておりません。その立場も勘案した上で、しながら聞かせていただきます。

本条例案の審議の過程で本条、あるいは本章、政務活動費を削る案が出されております、4月

21日だと。これは何かその辺に動きがあったのか、あったら教えていただきたいということ。

それと2つ目が、第6条に会派というのがあります。これは、時に触れ、折に触れて、結構、取り上げられております。そういう場所でなくても個人的というか議員同士でも、あるいはいろんな場で。この問題について何か動きがあったかどうか。

それから3つ目が、今、委員長が言われましたけれども、前文、第4章、市長及び議会の関係、そればかりじゃない、いろんなところで今、委員長も特に力を入れて言われたけれども、市長あるいは行政と議員あるいは議会との、いわゆる関係、時には監視、評価、分析こういうものを非常に強調しておりますけれども、この辺、現実の問題として、たまたま今、権現荘問題が起きておる。先ほど来も桂の土地の問題だけじゃないけれども、そういったいろんな問題が起きております。そういったところから市長あるいは議会あるいは議員、その関係、互いの監視の良好な関係、良好というのは、非常に前向きに良好という意味ですから、そんなところはどういうふうになつとるのか、どういうふうな論議が行われてきたのか教えていただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

ただいま吉岡議員のご質問にお答えしたいと思います。少しちょっと抽象的なことなんで、何と説明していいか、もしかしたら間違っていたらというか、お聞きしたい点がずれていたら、いま一度お聞きになって結構ですが、政務活動費のことについてと、それから会派の動きについて何か動きがあったかというようなご質問だったと思いますが、これについては、どのようなことをお伝えしたらいいのか、少しわかりかねますので、いま一度、具体的にこういったものについてはどうだったのかというようなことをお聞かせ願いたいと思います。

それから、さまざまな問題について、いろいろ問題になるわけですが、これらについては、各議員あるいは各会派で真摯にそれを捉え、担当部署、あるいは時に市長を初め理事者側と当然いろいろな形で意見を申し上げているというふうに、私自身は思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

突然の持ち出し方、質問で恐れ入ります。

これ実は、4月の21日に、ある会派というか、ところから提出された、いわゆる意見書と申すか意見の中に会派、第6章ですか、会派じゃない、ごめんなさい政務活動費とその条文、これ全部削除してあるんですね。そういう案が出ておる経過があった。それで、会派じゃなくて政務活動費について、第1回目の、3問あるうちの1問目はそれなんです。その辺に何かあったのかなということでお聞きした。会派じゃなくて政務活動費。政務活動費というのを第6章あったんだけど、条文も入れて全部削ってある、一旦、削ってある。だもんだから、その辺の動きがあれば、突然のあれだから委員長、用意がなければそれはそれで結構です。ちょっとそこをお聞きしたかったということが1つ、政務活動費について。

それから会派については、これは極めてある意味では抽象的かもしれませんが。具体的に会派なくせとか、どうしろなんて言ってるわけじゃない。会派というものについての論議がなされたのかどうか、会派のあり方についてということを知りたいんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

初め会派については、全員協議会でも議員のほうから、会派に対する考え方、提案等々もございました。これについては、議会運営委員会でも当然、慎重に協議をして、提案された議員のご意見を反映することを前提に協議をいたしました。すみません、会派の、どうももうちょっとはつきり、私、頭悪いんで具体的に動きがあったのかちょっと、もう一度、もう少しわかりやすく質問してください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

ですから、私、突然だからいいということを知りたいので、この会派問題言っとるんで、会派というのは、個人的にも、あるいは公的な場でも、確かに取り上げられて、それはいい、悪いの問題じゃなくて、結構、会派って何なんだと、そういうことを言い合う場があると思うんですよ。それがこの、いわゆるこういった議会基本条例という公的というかかたい場で、そんな論議がなされたのかなと、そういう程度の、私、お聞きをしておるんです。

それから議長、これ3回目になりますか、これは。

議長（倉又 稔君）

はい。

15番（吉岡静夫君）

3回目になるか、なりますか。じゃあこれでやめなきゃならぬので、いわゆる3番目に言った、私これ強調していきたいんだけど、今盛んにしつこいようだけれども、権現荘問題で市長どういふんだ、こういうことを言ってるわけですね。これはある意味での、例えば実践行為みたいなものだ、議会の議員の。だから、そういうところについて、どういうふうな、時あたかもというか同時並行で議会基本条例がやってきたもんだから、その辺について委員長にお聞きするのは酷かもしらんけれども、そういったものをどういうふうに受けとめておられるのか、権現荘問題と絡めるといふのはちょっと問題かなとは思いますが、時あたかもそうなるもんだから聞かせてもらったんです。

議長（倉又 稔君）

ちょっとまとめさせてもらいます。

吉岡議員、今の質疑というのは、まず会派についてちゃんと議論された場があって、ちゃんと議論してきたのかということに対して答えればいいということですね。

15番（吉岡静夫君）

そうです。

議長（倉又 稔君）

もう一つのほうは、前文に関して市長、それから議会だけでなく、もう少しほかの部分もあるのではないかということですか。それとも、もう少しちょっと詳細に、提案者、説明者に答えやすいようにもう少し今私のほうで許しますので、説明してやってください。

15番（吉岡静夫君）

じゃあ、お許しを得たので。決して回り持った言い方をしてるわけじゃないんだけど、どうも私は見ますと、この動きというのは、今、大勢の方々がこの権現荘問題で非常に真剣に取り上げてる。じゃあその逆のほうだってみんな真剣かもしれない。なんだけれども、例えばこないだもさっきもちょっと取り上げたけれども、3、3でいって委員長が決めるというようなこういう事態が非常に多いわけで、そうなる、たとえ少なかるうが多かるうが行政に対して、やっぱりそういうものを議会の議員がみんな担保し合っぺいこうじゃないかという私の思いがあるんですよ。その辺が論ぜられたのかということをやちょっと回りくどいけど言わせてもらってます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

確かに回りくどい質問だったと思います。

もちろん、これはお一人で活動されてる議員、あるいは複数で組織されてる会派、それぞれ信念のもとに会派を結成し、また1つの政治思想のもとに同一の組織をつくって動いていると思います。そういうことですので、ご理解いただきたいと思ひますし、決して複数で、例えば具体的にいけば数の力でどうかこうとか、市長と結託してどうかというふうに、もしかしたらそんなふうにとられてるなら、これはもう大きな間違いでありまして、我々といひますか会派を組んで、会派を組織して進めている議員並びに会派活動については、本当に真剣に政務活動を通じて外の研修をしながら、時に情報を行政に伝えながら、また行政の現場を確認して進めていることだけは確かでありまひますので、政務活動費をいただひていないからいいんだとか何とかな問題ではなくて、我々は今、某市議会で問題になっている政務活動費については、それを最大限活用しながら積極的に市・行政側に対して、政策提言も含めて真剣にやっぺているということでありまひます。

15番（吉岡静夫君）

俺はどうすりゃいいんだ。質問終わったのか、それとも。

議長（倉又 稔君）

3回終わりましたので、4回目を少し私は議長の判断で許したんですから、3回で終わりです。

15番（吉岡静夫君）

じゃあこれでやめまひます。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

発議第2号、糸魚川市議会基本条例の制定について、賛成討論を行います。

議会の総意で議会基本条例をつくろうということで取り組まれてきたわけではありますが、二元代表制のもとでの議員の活動原則や議会と市民、議会と市長との関係等定める議会の最高規範としての糸魚川市議会基本条例には大いに賛成であります。

議会の活動原則には、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会を目指す。市民の多様な意見を的確に把握し、政策、立案及び政策提言に取り組む。市長及び執行機関に対する監視、分析、評価、市政の課題について積極的に調査研究活動を行うこと等、議会活動、議員活動の原則が記載されております。議会活動、議員活動の基本的なことを練り上げ、明記することは、大事なことであると考えます。

議員の政治倫理規定については、継続して検討されるということでございますので、発議第2号、

糸魚川市議会基本条例の制定について、賛成するものであります。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第2号、糸魚川市議会基本条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第11．発議第5号

議長（倉又 稔君）

日程第11、発議第5号、シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大滝 豊議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝議員。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書、公益社団法人糸魚川市シルバー人材センターは、定年退職者、その他の高齢者等の居場所と出番をつくり、生涯現役社会実現の役割と高齢者の社会参加の促進に寄与しており、高齢者の健康保持と生きがいの充実、地域社会の活性化、医療費、介護費用の縮減等にも大きく貢献しております。

さらに、本年4月、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正により、会員の働き方の要件が緩和され、都道府県知事が指定する業種、職種について、週40時間までの就業が可能となりました。

しかしながら、行政刷新会議の事業仕分けによる国庫補助金の大幅削減に伴い、事業運営は苦境に陥り、中には解散せざるを得ないとするシルバー人材センターもあり、危機的な状況が見られます。

一方、糸魚川市は、さらなる高齢化の進展が確実であり、生活の安定を求めてシルバー人材センターを通じた就業を希望する高齢者が、今後さらに増加すると見込まれており、センターへの期待は、ますます高まることが予想されます。

よって、国におかれましては、少子高齢化時代における活力ある地域社会実現のため、高齢者の社会参加促進に向けたシルバー人材センター事業のさらなる支援拡充が行われることを強く要望

するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に提出いたします。

以上でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第5号、シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第12．発議第6号

議長（倉又 稔君）

日程第12、発議第6号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。〔20番 古畑浩一君登壇〕

20番（古畑浩一君）

発議第6号、権現荘問題調査特別委員会の設置について、地方自治法第100条に基づき、特別委員会設置を求めるものであります。

名称、権現荘問題調査特別委員会。

設置目的、柵口温泉権現荘事業において経営の悪化を改善するため民間による支配人を雇用したが、就任以来7カ年で1億円を超える赤字経営となり、市民の税金により補填されてきた。

また、労働基準法違反として、労働基準監督署より是正勧告を受けるなど労務管理ができていない。経理上も収支の管理がずさんであり、保存義務のあるレストランの注文伝票を10カ月間にわたり廃棄するなど不正行為も明確となった。宿泊客が現金・貴重品入りのバッグを紛失した際、発見しながらも適切な処置を行わず、10カ月以上失念、遺失物法に抵触するおそれもある。市・行政は、こうした議会側からの指摘を受けて、内部監査制度による権現荘実態調査を行い報告書を作成したが、疑問に対し、何ら明確な回答となっていない。小林支配人の勤務実態に対する内部告発や議員の調査によって得た権現荘従業員関係者による証言と小林支配人の答弁が食い違う点多々あり、真偽を明確にする必要がある。

以上の経緯から議会が地方自治法第100条に基づき、柵口温泉権現荘事業について調査する必要があると判断し、本特別委員会を設置するものであります。

付議事件といたしましては、

- 1、権現荘事業に対する経営実態の調査と赤字に至る経緯と原因について。
- 2、労働基準法を逸脱した労務内容の実態調査について。
- 3、支配人の業務実態と違法性の検証について。
- 4、行政の管理・監督責任の明確化。

調査権限、上記の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を本特別委員会に委任する。

設置期間、本特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うものとし、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

委員数、議長を除く18名。

調査経費、30万円以内。

以上で、提案理由の説明といたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

中村 実議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村議員。〔9番 中村 実君登壇〕

9番（中村 実君）

創生クラブの中村です。

ただいまより発議第6号、権現荘問題調査特別委員会の設置について、反対討論を行います。

100条調査とは、議会が当該地方公共団体の事務に関する調査を行うことを法律により求められているものであり、この調査は行政事務の適正執行及び住民から信頼される行政体制の確立について調査するものであり、行政事務の適正執行及び再発防止対策に重点を置いた調査でなければなりません。

したがって、行財政上の重大な事件、特殊な政治問題について違法性があれば、その原因を究明し、その是正、改善、方策を見出した上で是正、改善をさせ、必要に応じて責任の所在を明確にするものであります。今回の柵口温泉権現荘については、議会全員協議会や総務文教常任委員会での調査において、市長を先頭とする行政は非を認め、柵口温泉権現荘の小林支配人に対し、この9月末日をもって契約を打ち切り、再契約をしないとしております。小林支配人については、資質、経営能力ともに不完全であったことは否定できませんが、小林支配人以外の誰を支配人に起用したとしても柵口温泉権現荘を100%黒字にすることができたということを証明しない限り、小林支配人の経営責任を問うことは難しいと考えております。その上で再契約をしないということは、実質的な解雇であり、職を奪うということは大きな処分にあたると言わざるを得ません。

また、柵口温泉権現荘の改善策として、以前から議会が提案してきた指定管理への移行を1年前倒しし、平成29年より実施するとしております。

さらに、本定例会の追加議案として、市長、副市長は、みずから減給案を提出することを考慮すれば100条調査の必要性はないものと考えます。

よって、私は権現荘問題調査特別委員会の設置について、反対をいたします。

以上で、反対討論を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原議員。〔13番 田原 実君登壇〕

13番（田原 実君）

糸魚川21クラブの田原 実です。

地方自治法第100条に基づき、発議第6号、権現荘問題の調査を行う特別委員会を設置することについて、賛成の立場で討論を行います。

この特別委員会は、地方議会が自治体の行政事務について調査する必要があると判断した場合に設ける委員会で、その調査権は、国会の国政調査権に相当します。調査に必要な関係者の出頭、証言や記録の提出を求めることができ、これに違反すれば、その関係者は告発され、正当な理由がなくして出頭や証言を拒否したときは罰せられます。

今回の権現荘問題は、3月議会の予算特別委員会を初めとする議会、委員会、全員協議会、議員の一般質問などで、その経営の実態が少しずつ明らかになってきたとはいうものの、いまだ不明朗な会計処理と市民の税金による赤字補填に関する、いわば問題点の核心について解明をはぐらかす行政の議会答弁が権現荘経営における疑惑や不正をさらに深めるものとなっています。

問題の当事者である権現荘の小林支配人は、9月いっぱい契約打ち切りとなりますが、小林支配人がこれまで議会で述べてきたことの正否、正しいか正しくなかったかについての確認は必要です。本特別委員会による赤字経営の内訳がわかる資料の再調査、労務管理における違法性の調査、支配人の業務実態の調査によって権現荘の赤字経営の補填に係る魚川市民の税金が使われていることについて問題がないということを市民に対し明らかにすることは、小林支配人が雇用されているようにいまいと魚川市議会議員に課せられた責務であります。もし、不正があればそのままにしておくわけにはいきません。

よって、権現荘問題の調査を行う特別委員会の設置について賛成をし、真相究明を求めるものであります。

議長（倉又 稔君）

次に、松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

発議第6号、特別委員会設置について、反対の立場で意見を申し上げます。

初めに、権現荘問題における経営及び管理監督責任については、これまでの総務文教常任委員会の審査並びに所管事項調査を通じて、能生事務所を初め行政側の責任問題が明らかになったところであります。

また、支配人の業務実態については、さまざまな追及や指摘があり、その管理監督責任についても行政側として認めたところであり、陳謝もありました。これまでの一般質問、あるいは総務文教常任委員会では、繰り返しの質疑が交わされ、憶測での質疑とも思われるところもあり、確たる証拠に基づいて議論が行われたのかどうか、内容によっては、いまだに疑問に残る点があります。もし、新たな問題資料を初め具体的に真相が明らかになるものがあるならば、まだまだ総務文教常任委員会でも参考人招致を初め委員外議員から提出された資料などをもとに調査することも可能であると考えます。仮に、常任委員会だけでは調査に時間がかかり過ぎ、解明が困難であると判断された場合、その時点で特別委員会設置も検討しなければならないと思います。

しかしながら、このたびの総務文教常任委員会での審査及び所管事項調査において、先ほども申

しましたが、経営管理及び労務管理等における責任、また支配人の管理監督責任についても行政側は認めており、その点でかなりはっきりしてきたと思います。その意味でも特別委員会設置目的の付議事件の1つである経営実態の内容が明らかになったものと判断いたします。

また、赤字経営に至った理由についても、先ほどの105号の賛成討論でも申し上げましたが、新市建設計画における施設整備や学校等の公共施設の耐震補強など権現荘を改修する前に施設整備の優先順位が既にはっきり定まっていただけに、支配人から指摘された施設改修案には早期の対応が難しく、改修作業のおくれが赤字経営を続けざるを得なかった理由の1つでもあります。

したがって、この点についても付議事件に挙げられている赤字に至る原因の1つが解明されたのではないのでしょうか。

また、労働基準法を逸脱した労務内容の実態調査につきましても決定的に人員不足が原因であり、これらについては所管事項調査ではっきりしたと思います。

要するに、特別委員会設置に向けての付議事件を見る限り、既に解明された点が多く、また、もしその中で取り上げるとしたならば、3点目の支配人の業務実態と違法性の検証の部分であります。これについては、まだ総務文教常任委員会でも参考人招致を含め、まだまだ常任委員会として取り組みが可能であると思います。仮に、地方自治法100条に基づく特別委員会を設置したとしても、通常言われている100条調査の中心は、汚職事件を生じた背景、組織や人事管理、再発防止等についてであり、犯人を特定したり、収賄額を推定したりすることではなく、事務の公正適正執行及び住民から信頼される行政体制の確立について調査するものであるだけに、事務の適正執行・再発防止対策に重点を置かない限り警察や検察の後追い調査になることも予想されます。

このたびの総務文教常任委員会での審査及び所管事項調査においては、先ほども申し上げましたが、経営管理及び労務管理等における責任は、はっきり行政も認めており、また赤字経営に至った理由についても、先ほどの105号の賛成討論でも申し上げたとおり早期の改修作業ができなかった点が挙げられます。加えて、指定管理に移行するための情報も決定的に不足していただけない早期に権現荘の施設改修に取りかけられなかったことも赤字経営を続けざるを得なかった原因の1つでもあると思います。

したがって、まずは特別委員会を設置する前に常任委員会で十分調査することが必要であり、状況に応じて参考人招致も検討する中で対応するべきであると考えます。そして、もしその中で核心に触れるような疑惑と思われる証拠書類や事実が発覚した場合、改めて特別委員会を設置するなり、集中審議を行うことも可能ではないかと判断いたします。

いずれにしても百条委員会は、非常に重いものであり、調査権を発動させるということは、それだけの結果が求められます。

また、過去にも他市議会において混乱を招いたこともあったと聞くだけに、糸魚川市議会としては、まずは慎重に対応するべきであると思います。

以上の理由をもって、権現荘調査における特別委員会設置につきましては、時期尚早であり、今後の推移を見て判断したいと考えます。

以上で反対討論を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、保坂 悟議員

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂議員。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発議第6号、特別委員会の設置について、賛成討論を行います。

議会では、3月、6月、9月と民間登用による権現荘支配人の累積赤字1億1,000万円の内容についてと、行政の支配人に対する管理監督責任についてを総務文教常任委員会、市議会、全員協議会、一般質問等で調査と審査が行われてまいりました。

しかし、各議員からの質問に対する行政の答弁は、すりかえやはぐらかしが多く、核心部分についての答弁はありませんでした。

また、一連の権現荘経営についての問題を行政運営上のミスと怠慢は認めつつも、その怠慢の度合いであったり、その飲食サービスにかかった金額等に対する証拠となる伝票や在庫管理簿等の提示はありませんでした。

また、職場の聞き取り調査による証言については、雇用上の上下関係や雇い主である執行部の行政責任が問われる内容であるにもかかわらず、客観性に乏しく、証言の信憑性には疑問が残ります。そして、調査の段階で支配人の裁量権という新たな問題も発覚しました。全く基準がない裁量権に対して、営業上必要なものとして支配人をかばう行政の姿勢は、市民の税金の使われ方よりも支配人の裁量権を優先するというもので、決して許されることではありません。このような内部の問題を内部で審査するには、おのずと限界があります。

したがって、内部、外部の証言者の身分保障と証言に偽りがないようにするための措置として、地方自治法第100条による特別委員会の設置を求める発議には賛成をするものであります。

以上です。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後4時28分 休憩

午後4時30分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、田中立一議員

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田中議員。〔7番 田中立一君登壇〕

7番（田中立一君）

市民ネット21、田中立一です。

発議第6号、権現荘問題調査特別委員会設置について、賛成の立場で討論を行います。

まず、権現荘は、地域の雇用や福祉、地域の経済活性化や交流促進を担う地域振興の核施設であること、その存在意義は非常に大きいことをまず述べておきます。

4億円近い大規模リニューアルを行い、黒字好転を見込んだ権現荘の収支でありましたが、3月の定例会で赤字補填に約2,750万円の補正を計上いたしました。議会の集中審議を受けて、合併から平成27年度までの権現荘事業収支について4月に市の広報紙に掲載され、その後も市議会の追求が新聞紙上や雑誌にも取り上げられ、経営状況及び市の甘い管理体制が明るみに出たから、市民の間でもこの問題に非常に関心が高くなり、注目されておられます。これまで総務文教常任委員会や全員協議会の審議を経て、原価計算や日計・月計の収支作成、食材、売店、飲料の棚卸しがなされておらず、支出における部門別管理ができていないなど、ずさんな収支管理が浮き彫りになりました。

さらに、不透明な食材や備品、消耗品の仕入れルート、自由裁量とされる飲食物の提供、労働基準監督署から是正勧告を受けたブラック企業並みの超過勤務、宿直業務として客室特別ルームを独断で使用、寝泊まり・飲食の繰り返し、研修旅行に親しい業者の同行、売上伝票の廃棄、遺失物の処理ミスなど支配人の私物化とも言える多くの不祥事や疑惑、それらを見過ごしてきた行政の管理ミスが浮かび上がってまいりました。

こうした事態を受け、市は内部監査を実施、8月12日の全員協議会で会計処理の不備による収支把握が不十分だったことや労働協定が守られていなかったことなどを認める報告がされましたが、食材の市外仕入れ先や原価の高さ、支配人の裁量と言われるサービス内容、ご意見直通便の内容との食い違いなど多くの疑問点が残り、納得のできるものではありませんでした。

また、その全員協議会では、当の支配人は忙しさを理由に途中退席したため不十分な審議となったと言わざるを得ません。巨額の赤字となった経緯や理由はなぜか、特別室を宿直室にした理由や経緯はどうなのか、特別室を宿直室に充てた場合の稼働率の低下による損失額はどうなるのか、他の客室も使われていたのではないのか、昨年の大規模リニューアルでなぜ宿直室の改善や特別室の騒音原因の改善がされなかったのか、食材の原価率の高さの原因はなぜか、なぜ食材や売店、飲み物の棚卸しがされなかったのか、支配人の自由裁量によるサービスの全容がなぜ明確でないのか、伝票類の破棄は誰の指示で、どのように行われたか、なぜスナックの営業実態がわからないのか、なぜ労働協定を無視した超過勤務が常態化したのか、等々多くの疑惑は深まり、残るばかりであります。市民からは、この問題をうやむやにせず、一刻も早い真相解明し、健全経営に戻ってほしいという願いが多く寄せられております。

以上のことから議会としても市民に対して、また、そこで真面目に働く善良な職員に対しても、その責任を果たすべく早急な調査による疑惑の解明と、それをした上での事態打開による本来の親しまれる権現荘を取り戻すため、特別委員会を設置する必要があることから発議第6号の特別委員会の設置についての賛成討論といたします。

議長（倉又 稔君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

発議第6号、特別委員会の設置について、賛成討論を行います。

権現荘問題調査特別委員会は、地方自治法第100条第1項に基づく特別委員会であります。付議事件にあるような事項は、これまでの所管の常任委員会の調査や行政の内部調査では限界があります。権現荘問題調査特別委員会でしっかり調査すべきと考えます。

これまで不祥事や大きな問題となる出来事が幾つもありました。これらによって、不祥事防止のための行動指針やチェックリストが作られました。権現荘問題でこれらが生かされているとは思えません。いつまでたっても同じような問題が続くというのは、きちんと解明し、二度と繰り返さない仕組みが作られていない、あるいはつくったとしても守られていないことではないかと思えます。いつまでたっても不祥事が続く体質をなくすためにも議会の調査機能を発揮して、きちんと解明すべきと考え、本案に賛成するものであります。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

発議案の第6号、特別委員会の設置について、賛成の討論をさせていただきます。

ただいまの提出者の古畑議員、趣旨説明、市長、全くそのとおりだと、私は思っております。それから、田原議員、あるいは保坂議員、田中議員、新保議員、各議員の討論、言葉はそれぞれ違いますけれども、目指す理念、主張、全くこれもそのとおりだと、私は思います。

現状分析は、きちとなっていない、現状認識をきちとしない、現状対応もなっていない。だから、こういった、さっきの趣旨説明なり、賛成討論なりが出ざるを得ないんです。その辺をやはり行政側は十分認識してもらいたい。さっき市長は、保坂議員の言葉に、ああいうの何て言うのかわらんけれども、おかしいと言ったけれども、実は、私も一般質問で同じような言葉を使いました、だと思っんですよ。主観の問題を言ってるわけで、何も全く潔白なものにそういうことを言ったのなら、これは物申してもいいけれども、これまで何回も何十回もの中でわからんて言ってる。わからんて言ったら、もっときちと説明すればいいじゃない。そこを私はどうしてもおかしいと思う。何も米田市長やほかの職員をどうのこうのと、やり玉に上げてつるし上げる気は全くないんです。だけど、こういう繰り返しをやっておるから、きょうのような、今のような趣旨説明があったり、討論があったりする。その辺も十分、私は考えてもらいたい。

それで、何回も言うけれども、さっきも質疑の中でも言ったけど、議会基本条例、これ本当に、私はこんなに熟読したのはめったにない。ここで前文の中で、二元代表制の中で対等の立場で緊張感を保ち、ほいで互いに、これは大勢の方言ってると思うんだけど、監視、分析、評価、そして、しつこいくらいにこれ言ってますよ、4条、議会の活動原則、この中でも監視、分析、評価。活動原則その中で今度は、市民全体の福祉の向上を目指して、さらに4章、これ大事なところだ。市長

等との関係、ここで市長等と常に緊張ある関係をと書いてあるじゃなくて、ここにある。さらには行政の執行を監視し、評価、こういうこともある。さらに、監視及び評価と、またこうやって表題をつけておいて監視及び調査を行い、評価を明らかにする。せっかくのこれだけの議会基本条例を残念ながら、これまでの私はやりとりの中でいらいらさせたのは、これは間違いなくこれは行政側だと、俺は思う。そこの辺を考えてもらいたい。やり玉に上げてどうこうという気持ちは全くないんですよ、私は。だけど、これをやっぱり考えてもらいたんだ、俺は。そこを私言わせてもらいます。

いま一つ、ついでだから言わせてもらおうけれども、同じことですが、これは十分機能しておったら何も100条調査なんて言わんでも済むんですよ、何回も言う、皆さんそう言ってるんだ。100条調査というのは、こういうような事柄が続くから何かせんきゃならんということで、一生懸命頑張ってここまで持ってきてるわけで、この辺はやはり市長、それから行政諸氏、頑張ってわかってもらいたい、本当に。

それから、もう一つ、こういった議員側の動きをそうだと私は断言しない、断定しないけれども、今さらとか批判ばかりしてとかそういうふうな対応をするような図式をつくっちゃいかんと、私は思ってます。同じようにこういった動きを、これは先ほども私言ったけれども、せっかくでかい市費を投じたんだから、前を向いていかんきゃだめだねえかと、こういうような見方、いわゆる前向きに見えるけれどもそうじゃない、根っこのところをきちっと洗わない限りだめなんだから、そういう意味での今回の議会の、あるいは議員の動きだと私は思います。そういうことを申し述べて、これ聞きようによっちゃ極めて抽象的かもしれん。けれどもそうじゃないんです。根っこの部分なんだ、これは。根っこのところを考えなきゃだめですよ。

このことを私は言わせてもらって、行き着くところ特別委員会の設置、大賛成します、現状からして。

以上です。

議長（倉又 稔君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第6号、特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本案は否決することに決しました。

日程第13．発議第7号

議長（倉又 稔君）

日程第13、発議第7号、権現荘事業における行政責任を問う決議についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

案文を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

権現荘事業における行政責任を問う決議、柵口温泉権現荘事業においては、市町合併後、赤字経営解消と経営の改善が強く求められてきた。糸魚川市議会における改善への要望に対し、米田市長は、その都度、経営の改善と赤字の解消を約束してきた。平成21年度には、行政職員による旅館業務は困難として小林金吾支配人を民間より登用し、改善を図るとしたが、翌22年度には過去最大の4,000万円の赤字を計上、7カ年で1億円を超える赤字となり、市民の血税で補填してきた。施設の老朽化等のためとして、平成26年度には、約4億円もの巨費を投じ、リニューアル工事に着手した。平成23年度より指定管理者制度に移行するとの方針がリニューアル後、市直営で黒字にした上で指定管理者制度へ移行すると変わったが、リニューアル初年度で2,400万円もの赤字計上となった。行政側は、赤字経営の理由として、リニューアル工事による休業、ペレットボイラーの導入、光熱水費の増大、食材原価率の増大などを理由として挙げた。議会、委員会の調査の結果、ずさんな経理状況や労働基準法に抵触する労務管理、保存義務のある伝票の廃棄、支配人による宿泊客用特別室の無断使用、取引業者に旅館業務を無償で手伝わせ、無料での飲食・宿泊を提供するなどの実態も判明した。巨額の赤字に至る理由も分析不十分で到底納得できるものではない。管理監督責任を問われた米田市長は、小林支配人の行為に対し、飲食のサービスは裁量権、特別室の使用は業務としての宿泊行為であり、スタッフルームとして認めるとの方針を示した。これは、不正と疑われる行為を正当化しようとするものであり、許されないことである。

また、2年間、直営を続けるとした方針も9月15日の総務文教常任委員会において、特命随意契約で、第3セクター株式会社能生町観光物産センターを指定管理者として来年4月より移行、公募による指定管理者募集、選考委員会にて決定するとした方針まで一方的に覆している。本議会において米田市長は、みずからの報酬月額20%減、1カ月の減給処分で責任問題を終結しようとしているが、これまでの経過を勘案しても到底納得できるものではない。たび重なる不祥事を教訓とせず、市長として放漫経営を続けてきた責任は極めて重く、猛省を促すとともに責任を明確にすることを強く求め、ここに決議する。

平成28年9月21日、糸魚川市議会。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

ここであらかじめお諮りいたします。

このままの進行状況を見ますと、午後5時を過ぎることが予想されます。午後5時を過ぎましてもこのまま進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認め、そのように進めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

樋口英一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

樋口議員。〔19番 樋口英一君登壇〕

19番（樋口英一君）

清政クラブの樋口でございます。

発議7号、権現荘事業における行政責任を問う決議の反対討論を行います。

柵口温泉権現荘について、経営改善についての行政執行上、怠慢、不手際、危機管理等の多くの課題でさまざまな厳しい指摘がなされましたが、これらの所管事項は、総務文教常任委員会で再三、審査をされており、先ほど委員長報告のとおりであります。行政として不手際や怠慢等などの資料の整理をされ、説明を行いました。職責を十分果たせなかったことで行政処分を行ったものであり、十分、行政として自覚をされ、今後の執行に、危機管理に努め、経営改善を図ることを決意されていると考えております。

したがって、行政責任を問う決議には、反対といたします。

議長（倉又 稔君）

次に、田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原議員。〔13番 田原 実君登壇〕

13番（田原 実君）

発議第7号、権現荘事業における行政責任を問う決議について、賛成の立場で討論を行います。

支配人を民間より登用し、改善に当たるとしながら小林支配人のずさんな経営、放漫経営をチェックするすべを持たず、長い間、管理してこなかった行政の責任は、大変重いものであります。

また、市民の税金を巨額な赤字補填に使うことに至った経緯と理由の追及と分析は、まだ不十分なままに、突然に第3セクター株式会社能生町観光物産センターに指定管理者を任せようとするこは、見方によっては都合の悪いことの発覚を覆い隠そうとしてるようにも見えます。もし、そうであるならば、市民及び議会への背信ともとれる行いです。何が権現荘の問題を、さらに悪くしていったのか、そのことに真摯に向き合い、反省すべきです。今のままでは、権現荘問題における市長、行政の対応に対する市民の不信は増すばかりであります。そのことをいま一度、市長にはお考えいただき、誠意を持って権現荘の経営改善に取り組むことを求めます。

以上の理由で、発議第7号、権現荘事業における行政責任を問う決議について、賛成いたします。
議長（倉又 稔君）

次に、吉川慶一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉川議員。〔1番 吉川慶一君登壇〕

1番（吉川慶一君）

創生クラブの吉川慶一です。

発議第7号、権現荘事業における行政責任を問う決議について、私は反対の討論を行います。

今回の決議は、米田市長に対し、柵口温泉権現荘の諸問題に対する問責を議会に求めるものでありますが、米田市長は柵口温泉権現荘の諸問題に対し、既に管理監督責任を認め、本定例会にみずからの減給処分を提出していることから、これ以上、米田市長の政治責任を問う必要はないと考えます。

また、権現荘会計問題については、既に公認会計士と相談し、民間企業会計体制に至り、直営面については、指定管理制度を1年早めて採用するなど改革にも着手しているところであります。

よって、私は本決議に反対するものであります。議員各位の賛同をお願いしまして、私の反対討論といたします。

議長（倉又 稔君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂議員。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発議第7号、権現荘事業における行政責任を問う決議について、賛成討論を行います。

議会では、3月、6月、9月と民間登用による権現荘支配人の累積赤字1億1,000万円の内容についてと、行政の、支配人に対する管理監督責任についてを総務文教常任委員会、市議会、全員協議会、一般質問等で調査と審査が行われてきました。そして、調査の段階で支配人の裁量権と

いう新たな問題も発覚いたしました。裁量権の飲食サービスについては、基準や制限がないもので、営業上、必要なものであるから行政が支配人に付与したそうであります。

しかし、その裁量権の恐ろしいところは、記録を残さないということでありまして、富山市議会の政務活動費の偽装領収書と同等もしくは、それ以上に悪い仕組みであります。

したがって、市民の税金の使われ方よりも支配人の裁量権を優先する考えが糸魚川市の方針ということでありまして、市議員であれば決して許してはいけないことであると思っております。

過去を振り返ってみますと、平成23年3月議会、私の一般質問、権現荘経営についての質問の内容として、年度別集計表、当時は23年2月10日付によりますが、平成21年度は、約2,500万円、平成22年度は、約6,100万円の赤字見込みであります。この際立った赤字の分析結果と支配人の民間登用の成果を伺いますという私の質問に、市長は長引く景気低迷に加え、夏場の猛暑の影響を受け、宿泊客が大幅に減少する一方、燃料費の高騰や老朽化に伴う修繕費の増加等により赤字幅が増大したものであります。支配人の民間登用の成果につきましては、以前はお客様からの各種クレームが多くありましたが、民間での経験を生かし、料理や仕入れの見直しを行い、さらには接客サービスの向上に努めたところでありますと答えております。

この次に、私が2回目の質問をした折、少し長くなりますが、市長の答弁を紹介いたします。

ここからは市長の答弁です。

本当に私も、ことしだけではございませんで、非常に赤字体質に変わってきたということで、非常に皆さんからもご指摘いただいておりますし、改善せにやいかんということで、このような民間登用をしてきたわけでありまして、それがさらにひどくなったということは、本当に私といたしましても、これはあってはならないことだということを痛切に今感じておるわけでありまして、昨年は少しマイナーチェンジみたいな形でリニューアルをしたわけでありまして、それすらもまた今、生きていないわけでありまして。

これは本当に何を言っても数字が出てきてるわけですから、もう何をいわんやと思っておるわけでありまして、しかし、今ほど大規模改修につきましては、やはりどこかでせにやいかんということとさせていただきわけでありまして、そういう結果が出ております。

そういう中で、今、温泉センターも合わせながら我々は捉えているわけでありまして、私はスキー場、ゴルフ場、そしてまた、温泉センターや交流センターも含めて、これはやはり権現荘が核になる施設だと思っております。そのような中でどのように残していくのか、どのように地域の核になっていくのか、中山間地域の中心になっていかなくてはいけないと思っておるわけでありまして、その辺をぜひとも探りたいと思っておるわけでありまして。

そして、今、その調査をする中でそういう結果が出ておるわけでありまして、余りにも今回の赤字分というのは、やはりこの数字をしっかりと私は分析せにやいかんだろうと思っております。その上に立っての大規模改修だろうと思っておるわけでありまして、この数字というのは、本当にしっかりと分析をさせていただいて、その次につながらないとだめだと思っておりますし、次の段階は、やはりこの分析が先だろうと思っております。

本当に私も何としてもということできたんですが、やはり今、我々もいろいろな意味でそこにてこ入れをさせてもらいましたが、日帰り客は何か昨年と同等になったんですが、宿泊客は全然、挽回はできておりません。そういうような状況で今まいておるわけでございますので、これは関

係者一丸となって、それを分析して次に当たっていきたいという考えでございますと述べています。

何が言いたいかという、この時点でしっかり分析をすると私たちに明言をしております。この会議録からすると、市長は平成23年3月に、少なくとも私と市議会に対して赤字分析を行うというふうに明言をしております。

したがって、このたびの食材のロス伝票や棚卸しの未実施、売価変更伝票がないということは、この時点で分析をしてこなかった証拠となり、市長は、私や議会に対してうそを言ったこととなります。もし、支配人が市長の命令に背いて赤字分析の邪魔をしていたのなら、支配人の責任と考えますが、しかしながら、今月の私の一般質問で市長は、100%市長の責任であるというふうにお答えになっております。赤字分析の実態について厳しく調査する必要があります。

一方、職員の怠慢ということに関して最も怒りが込み上げることがございます。それは、大野地区の一般廃棄物最終処分場で発生した水銀問題のとき、行政は職員の怠慢については、再発しないようにすると明言してきたと思います。私は、平成26年第3回糸魚川市議会定例会。9月5日ですが、市職員の不祥事防止策について、市民にもわかる日常の取り組みはどうかという質問に対して市長は、防止対策委員会を設置し、不祥事を未然に防ぐ対策を講じるとともに職員による相談や公益通報の仕組みを強化してまいりますと答えております。

私が、青森県弘前市の不祥事防止のための行動指針を取り上げて、取り入れるように提案いたしました。その後、糸魚川市でも不祥事防止マニュアルがつくられました。

しかし、それができて間もないというのに今回の権現荘の赤字理由に職員の怠慢とあるのはどういことでしょうか。水銀問題を念頭に置くなら、職員の怠慢については、一番厳しく対応しなくてはいけないのに権現荘では関係者が一丸となって怠慢をしたということになってしまいます。市長は、議会に対しての約束である赤字分析の未実施と支配人の経営能力に対する思い込みと市長自身が赤字収支改善に臨む熱意がなかったことを結果的に受けとめてもらい、1億1,000万円の赤字の内容について改めて問われるものであります。

したがって、この決議には、賛成をいたします。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

8番（古川 昇君）

市民ネット21、古川 昇であります。

発議第7号、権現荘事業における行政責任を問う決議についての賛成討論を行います。

提出された発議につきましても、平成21年度より7年間で1億円を超える赤字経営が続いてきた原因の抜本的な経営改善を怠り、支配人の経営管理、施設管理をうのみにしてきた責任と行政の管理監督責任の不備が問われているものであります。平成21年経営管理体制状況から判断して、ホテル歴25年の経験を買われて民間から小林支配人が雇用されました。赤字体質の権現荘を立て直す切り札として期待され、出発をいたしました。

しかし、1年もたたない平成22年3月に専門家により評価が示されて、ずさんな経営管理実態が明らかになりました。収支管理が全くできていないという、旅館経営というよりも経営そのものの基本である管理会計が整理されておらず、効率的経営マネジメントができていないと強い指摘を受けました。その後も、この指摘事項を生かすことなく管理会計の徹底、棚卸しの実施を怠ってきた管理責任は重大であり、1億円を超える赤字会計の責任を明確にしなければ容認できるものではありません。赤字経営の原因分析も社会経済的要因、震災や気象、災害、高速料、電気料金の値上げなどの外的要因に目を向けて肝心の部門別管理ができていないことや、特に、食材料棚卸しによる食材原価率の管理、売店の月次棚卸し、酒・ビールなど酒類の管理実態が全く報告をされていないのであります。お客サービスで消費した食材、酒類の記録を残す仕組みが不明であります。赤字原因分析が不十分のまま見過ごしてきた、ずさんでコスト管理すらできていない管理責任は大きいと言わざるを得ません。これでは、コスト、スピード、成果という日ごろの取り組みが全くおざなりで行政の管理責任が果たされているとは言えません。

支配人の権現荘私物化と思える客室の使用は、市民アンケートで、市民から支配人を訪ねたところ自分の部屋で寝ていると言われ、住み込みになったのかとの意見があり、昨年の時点でわかっていたのであります。なぜ速やかにスピードを上げて調査して、特別室使用をやめさせ、適正な指導を行わなかったのか、市民の意見に目をつむり、知ってて知らないことにしたとしか考えられないのであります。

さらに、業者を泊まらせて飲酒・飲食が発覚していた事実も見逃したこと、客室に泊まっていたことは業務の一環で宿泊行為であると不問にしたこと、飲食サービスは裁量権と認めたこと、特別室に至っては、スタッフルームとして変更するなど全て後づけで容認したことであります。特別室は、その客層からして利用価値の高い部屋であり、スタッフルームに置きかえるなどということは、経営上あり得ません。スタッフルームにすることは、断じて許されないのであります。業務として宿泊が必要であれば、なぜリニューアル時点で宿直室の改築をしなかったのか、また321号室が雑音で問題があると以前から言われていた部屋であるならば、リニューアル工事で問題解決を図らなかったのか強い疑問であります。さかのぼって検証し、回答すべきであります。

さらに、レストランでの注文伝票が長期間にわたって捨てられていたこと、レジと現金だけを確認して売り上げの根拠となる注文伝票が10カ月間もないということは、どういうことでありましょうか。廃棄は誰の指示で誰が携わっていたのかなど、詳細な売り上げ管理の報告を求めなければなりません。

なお、突然の能生町観光物産センターに特命随意契約で指定管理とする方針の変更が行われましたが、これはおかしいと思います。公募による指定管理募集で3者1団体がいるとして選考委員会で決めると報告してきたことはどうなったのか全く不明であります。

以上のことから責任のあり方には、多くの疑問が残るのであります。

よって、権現荘事業における行政責任を問う決議に賛同し、賛成するものであります。

なお、権現荘施設は、地域振興、交流人口拡大、インバウンドによる誘客の基盤となる重要な施設で、活性化が図られていくことを強く望むものであります。

以上で賛成討論を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。〔20番 古畑浩一君登壇〕

20番（古畑浩一君）

発議第7号、権現荘事業における行政責任を問う決議に対する賛成討論。

27年度柵口温泉権現荘事業決算並びに議案第105号における反対討論で述べたとおり、権現荘経営における1億円を超える累積赤字の経営責任、不適切な会計処理、保存義務のある伝票廃棄、遺失物法違反の可能性が生じる保管物失念事件、労働基準法違反の労務管理等の管理監督責任、経営改善のために雇用契約を交わした小林支配人による目的外使用、条例違反とも言える客室の無断使用、勤務中の飲酒、取引業者との不適切な関係、内部告発により明らかになってきたさまざまな不祥事など問題のある小林支配人を長年、雇用した任命責任。

次に、リニューアル後、指定管理制度に移行するとしながら直営方式を継続し、2年間で4,000万円の黒字にすると約束したことに對して行われていない、約束不履行であること、また家賃などをとれるように有利な条件で指定管理者を公募して、2年後に指定管理制度に移行すると方針変更したものの1年間で前倒し、公募は取りやめ、市内第3セクターに特命随意契約で業務委託、家賃を無料にするなど一方的な、たび重なる方針変換は、場当たりの、その場しのぎであり、極めて無責任であること。4億円ものリニューアル事業を行いながら、使用にたえない客室や宿直室の不足が露呈するなどリニューアル事業そのものが十分検討されずに行われてきたことも審査の過程で明らかとなり、その改修にさらに1,000万単位が必要になるという、改修費がね、との報告もなされ、その無計画性は財政切迫の折、看過しがたい失策であります。権現荘の経営上の問題点改善については、そのほとんどが私を含めた議員側からの指摘によってなされてきたものであり、総務文教常任委員会の所管事項調査などにも、副市長が体調不調により欠席するまで出席していないことなどこれまでほとんどが部下任せであり、市長として何ら具体的な指示がなされていないと見受けられること。これまで給食費の不正会計や民営保育園補助金の不正受給など過去3度の問責決議、5回の減棒処分など受けるなど相次いだ不祥事の際、幾度となく市民への信頼回復を全力で行います、会計管理を徹底させ、再発防止に全力を傾注いたします、市役所一丸で緊張感を持った行財政運営を行いますなどと陳謝を繰り返しながら全くその教訓が生かされていないこと。私の顔も三度までであります。

以上の観点から本発議に賛成するとともに、さらなる猛省を求めるものであります。

以上で終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

発議第7号、権現荘事業における行政責任を問う決議について、賛成の討論をさせていただきます

す。

6号のときもそうだったんですけれども、提出者、新保議員の趣旨説明、市長、全くそのとおりでありました。また、田原議員、保坂議員、古川議員、古畑議員、中身はそれぞれ捉え方が違います。項目も違います、当然です。それほど多いんです。そういったことを指摘されました。

私、市の職員だ、あるいは議員だ、市会議員だ、在野だ、市長だといろいろやらせてもらってきましたけれども、これほどまでに、さっきも言ったかもしれませんが、いろんな意見が出された。もやもやも出されたことは、私、初めての経験であります。逆に言や、それだけ根は深いということの意味しとると思います。

議員一人一人が議会基本条例を改めて何回も持ち出すことは、もうしつこ過ぎますから言いませんけれども、行政に携わる市長が、やはりこういった組織の中にいる行政職員が、頑張ってもらいたい。私たちは、そんな願いを込めてこのときを今過ごしてあるんだということに共有してもらいたいです。残念ながら、私たちの言うようなこの理念・思想をどういうふうに捉えとるのか、残念ながら非常に消極的にしか受け取れません。

しかし、せっかく一人一人が生きておる場があります。ここらでというのは、甘い言い方も知らんけれども、もう一回考え直してもらいたい。そんな願いを込めての権現荘事業における行政責任を問う決議なんだというふうに受けとめてもらいたい。これは議員各位も同じだと思います。改めて基本条例を持ち出すまでもない、このことを切に祈って、その上でこの第7号の賛成討論とさせていただきます。

議長（倉又 稔君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第7号、権現荘事業における行政責任を問う決議についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本案は否決することに決しました。

日程第14．閉会中の継続審査及び調査について

議長（倉又 稔君）

日程第14、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成28年第3回市議会定例会閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る8月29日から本日までの長期間にわたり、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましことに対して、厚くお礼申し上げます。

この機会に5点について、ご報告申し上げます。

最初に、浦本小学校及び市振小学校の閉校についてご報告申し上げます。

浦本小学校につきましては、年々、児童数が減少しており、全学年複式級となっております。浦本小学校では、これまでの間、子供たちがよりよい教育環境の中で学習してほしいとの思いから統合に向けた協議を進めてまいりました。このたび統合への意思決定がなされたことから9月12日に浦本地区振興協議会より平成30年4月から大和川小学校への統合に向けて、要望書が提出されております。

また、市振小学校につきましても同様に、全学年複式級となっていることから平成30年4月から青海小学校への統合に向けた地区での協議が進められております。

市といたしましても、浦本小、市振小両校の保護者や地区の皆様との具体的な協議を進めてまいります。

2点目に、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場適正化事業の経過と再発防止対策について、ご報告申し上げます。

適正化事業に至る原因から完了するまでの経過と市職員によるヒューマンエラーからの再発防止対策をまとめましたので、本日、議員の皆様へに配付させていただきました。

地元住民を初め市民の皆様には、ご不安とご心配をおかけし、長期間にわたる整備期間と多大なる経費を費やしたこととなり、市といたしまして信頼を大きく失墜してしまう事態となつることに対しまして、改めましておわびを申し上げます。

3点目に、おくのほそ道の風景地ネットワーク総会について、ご報告申し上げます。

おくのほそ道の風景地として、国指定の名勝に指定された16の市と町が連携をして、風景地の保存や魅力のPRに取り組むネットワークの総会が10月18日、市振小学校において開催されます。

当日は、市振小学校の児童による発表や講演会などが行われますことから、議会を初め多くの市

民皆様からもご参加いただくようお願い申し上げます。総会の開催を通じて、市振ジオサイトを中心とした、おくのほそ道に関連する観光資源のPRに努め、一層の交流人口の拡大につなげてまいります。

4点目に、北アルプス日本海広域観光連携会議における台湾メディア招請事業について、ご報告申し上げます。

今年度、北アルプス日本海広域観光連携会議では、訪日旅行商品づくりを促進するため、国土交通省のビジット・ジャパン地方連携事業の採択を受け、台湾メディアの招請事業を行います。現在、自転車が一大ブームとなっている台湾のメディアとプロガーをお招きし、この地域ならではの海と山の魅力をサイクリングで結びつけ、台湾からの誘客を図るものであります。

10月26日には、久比岐自転車道、フォッサマグナミュージアム、マリンドリーム能生などを視察いただく予定となっております。今後は、台湾旅行会社へのPR訪問なども行い、連携市町村と一体となってインバウンドの取り組みに進めてまいります。

最後に、台風9号による豪雨災害の激甚指定について、ご報告申し上げます。

本定例会初日において、台風9号による被害状況をご報告させていただいたところでありますが、去る9月16日、政府において、当災害が激甚災害として指定されました。激甚災害の指定によって、国庫補助率が通常よりも高くなり、市といたしましても関係機関と連携いたしまして早期の復旧に努めてまいります。

以上、5点について、ご報告申し上げます。

議員各位を初め市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成28年12月市議会定例会の招集日を12月5日、月曜日とさせていただきたいことを予定といたしまして報告させていただき、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（倉又 稔君）

これもちまして、平成28年第3回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

午後5時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+